Monthly Elder 高齢者雇用の総合誌



学びを通じて地域とつながる活動を推進

公益財団法人長野県長寿社会開発センター 理事長

読者アンケートにご協力をお願いします!

2023

→助成金のごあんないト

65歳超雇用推進助成金

65歳超雇用推進助成金に係る 説明動画はこちら



65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め の廃止、希望者全員を対象とする66歳以上 の継続雇用制度の導入、他社による継続雇 用制度の導入のいずれかの措置を実施した 事業主の皆様を助成します。

主な支給要件

- 労働協約または就業規則で定めている定年年齢 等を、過去最高を上回る年齢に引上げること
- ●定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託 費等の経費の支出があること。また、改正前後 の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること
- ●1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇 用保険被保険者が1人以上いること
- 高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇用 管理に関する措置(※1)の実施

支給額

●定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対 象被保険者数、定年等の引上げ年数に応じて 10万円から160万円

受付期間

定年の引上げ等の措置の実施日が属する月の翌 月から起算して4カ月以内の各月月初から5開 庁日までに、必要な書類を添えて、申請窓口へ 申請してください。

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度を整備するた めの措置(高年齢者雇用管理整備措置)を 実施した事業主の皆様を助成します。

措置(注1)の内容

高年齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労 働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導 入、法定の健康診断以外の健康管理制度(人間 ドックまたは生活習慣病予防検診)の導入

(注1) 措置は、55歳以上の高年齢者を対象として労働 協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対 象被保険者に実施・適用することが必要。

支給対象経費(注2)の60%、ただし中小企業事業 主以外は45%

(注2) 措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサル タントとの相談経費、措置の実施に伴い必要とな る機器、システム及びソフトウェア等の導入に要 した経費(経費の額に関わらず、初回の申請に限 り50万円の費用を要したものとみなします。)

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約 労働者を無期雇用労働者に転換した事業 主の皆様を助成します。

主な支給要件

- ①高年齢者雇用等推進者の選任及び高年齢者雇 用管理に関する措置(※1)を実施し、無期雇用 転換制度を就業規則等に規定していること
- ②無期雇用転換計画に基づき、無期雇用労働者 に転換していること
- ③無期雇用に転換した労働者に転換後6カ月分 の賃金を支給していること
- ④雇用保険被保険者を事業主都合で離職させて いないこと

支給額

●対象労働者1人につき48万円(中小企業事業 主以外は38万円)

高年齢者雇用管理に関する措置 (※1) とは (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等、 (b) 作業施設・方法の改善、(c) 健康管理、安全衛生の配慮、(d) 職域の拡大、(e) 知識、経験等を 活用できる配置、処遇の推進、(f) 賃金体系の見直し、(g) 勤務時間制度の弾力化のいずれか

障害者雇用助成金

障害者雇用助成金に係る 説明動画はこちら



障害者作業施設設置等助成金

障害特性による就労上の課題を 克服し、作業を容易にするために 配慮された施設等の設置・整備を 行う場合に、その費用の一部を助成 します。

支給対象となる措置

- ①障害者用トイレを設置すること
- ②拡大読書器を購入すること
- ③就業場所に手すりを設置すること 等

支給額 支給対象費用の2/3

障害者福祉施設設置等助成金

障害者の福祉の増進を図るため、 障害特性による課題に対する配慮を した福祉施設の設置・整備を行う場 合に、その費用の一部を助成します。

支給対象となる措置

- ①休憩室・食堂等の施設を設置または整 備すること
- ②①の施設に附帯するトイレ・玄関等を 設置または整備すること
- ③①、②の付属設備を設置または整備す ること 等

支給額 支給対象費用の1/3

障害者介助等助成金

障害の特性に応じた適切な雇用管理に必要 な介助者の配置等の措置を行う場合に、その 費用の一部を助成します。

支給対象となる措置

- ①職場介助者を配置または委嘱すること
- ②職場介助者の配置または委嘱を継続すること
- ③手話通訳・要約筆記等担当者を委嘱すること
- ④障害者相談窓口担当者を配置すること
- ⑤職場支援員を配置または委嘱すること ⑥職場復帰支援を行うこと
- ⑦障害者が行う業務の介助を重度訪問介護等サービ ス事業者に委託すること

支給額 ①③支給対象費用の3/4

- ② 支給対象費用の2/3
- ④ 1人につき月額1万円 外
- 配置:月額3万円、委嘱:1回1万円 (5)
- 1人につき月額4万5千円 外
- ⑦ 1人につき月額13万3千円 外

職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、 職場適応援助者による支援を行う場合に、そ の費用の一部を助成します。

支給対象となる措置

- ①訪問型職場適応援助者による支援を行うこと
- ②企業在籍型職場適応援助者による支援を行うこと

支給額

- ①1日1万6千円 外
- ②月12万円 外

重度障害者等通勤対策助成金

障害の特性に応じた通勤を容易にするため の措置を行う場合に、その費用の一部を助成 します。

支給対象となる措置

- ①住宅を賃借すること
- ②指導員を配置すること
- ③住宅手当を支払うこと
- ④通勤用バスを購入すること
- ⑤通勤用バス運転従事者を委嘱すること
- ⑥通勤援助者を委嘱すること
- ⑦駐車場を賃借すること
- ⑧通勤用自動車を購入すること
- ⑨障害者の通勤の援助を重度訪問介護等サービス事 業者に委託すること

支給額 ①~⑧支給対象費用の3/4

⑨1人につき月額7万4千円 外

重度障害者多数雇用事業所 施設設置等助成金

重度障害者を多数継続して雇用するために 必要となる事業施設等の設置または整備を行 う事業主について、障害者を雇用する事業所と してのモデル性が認められる場合に、その費用 の一部を助成します。 ※事前相談が必要です。

支給対象となる措置

重度障害者等の雇用に適当な事業施設等(作業施設、 管理施設、福祉施設、設備)を設置・整備すること **支給額** 支給対象費用の2/3(特例3/4)

No.98

公益財団法人長野県長寿社会開発センター 理事長

内山二郎さん

学びを通じて地域とつながる活 寿を支える社会参 加

うちやま・じろう

大学卒業後、マグロ船乗り、港湾労働者、映画助 監督、テレビディレクターなどを経てフリージャー ナリストに。アジア、アフリカ、北欧、東欧、オーストラ リアなどを取材。1983(昭和58)年に病気療養の ため帰郷、長野県を拠点に活動を始める。国際理 解、地域づくり、障害者福祉、高齢者問題などにか かわる。2013 (平成25)年より現職。



健康寿命を誇る長野県。 同センターが取り組んでいるシ 郎さんにご登場いただき、 となっており、高齢者が活躍 でも、トップクラスの平均寿命 ついて、お話をうかがいました。 ニアの社会参加と地域活性化に 県における健康長寿の秘訣 会開発センター理事長の内 ている地域ともいえます。 高齢者の有業率でも全国1位 公益財団法人長野県長寿 同時に 長野 今回

健康長寿国である日本のなか

※ 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」

取 クラスの平均 り組んできた健

持してきた要因とは何でしょうか。 トップクラスにあります。 長野県は平均寿命、 健康寿命ともに全国 健康長寿を長年維

は、 内山 史があるのです。 れています。 づくり 暮らし、 社会活動 この要因についてよく聞かれるのです 性が8・2歳で全国1位※となっています。 よび周産期医療※の充実 統計分析では、 康寿命では男性が81 長野県の男性の平均寿命は2・6歳で全国 行政と地域の健康ボランティアが連携 2020 (令和2) 年の統計によると、 女性は88・ 後間もないころからの長い活動の歴 活動の成果、 ②健康に対する意識の高さと健 への参加による生きがいを持った 特に②の健康づくりに関して ①高い就業意欲や積極的な 23歳で全国4位*です。 ③高い公衆衛生水準お 1歳で全国2位、 -の三つが指摘さ が 女 健 康

方が、 野県では、 保健師や医師と一緒に地域で健康指導 「保健補導員」という住民の

内

山

いろいろな要因が考えられます

が

有業率も全国1位となっています。

います。 が、 改善運動を展開し、これらの取組みの積重ね 野県が最初といわれています。 から行っています。この保健補導員制度は長 や食事の栄養指導を行う活動を、 食生活改善推進員」 長野県の健康長寿を実現したといわれて が行政と一緒に食生活 また、 昭和20年代 地域の

じて看護や食事のあり方を教える活動を行い や保健師、 療や健康・食事指導が始まり、その際に医師 ました。こうした長年の伝統が地域住民に浸 行くべきだ」と提唱し、 を待つ場所ではない。医療者自ら地域に出て 若月俊一という医師が「病院は病気になった人 病院 (佐久市) による農村医療への取組みです。 なかでも、 就業意欲の面でいうと、 健康に対する意識を引き上げたのです。 看護師が役者になって、 特筆すべき取組みが、 昭和30年代から出張診 長野県は高齢者 佐久総合 演劇を通

> どき手伝っていた家業を行うのが普通の光景 業を引き継いで仕事をする人が多いからだと なのです。 思います。 長野県の場合は定年退職後、 いう背景があります。都市部の会社員と比べ 元々生まれ故郷が農業や林業を行っていたと 退職後は、 子どものころからとき 家業の農業や林

つかみ、 ざしています。2013年には長野県長寿社 内山 新たに「社会参加の推進」が加わりまし づくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」に、 が従来から掲げてきた目的である 価値観を大切にしながら自ら地域的課題に気 シニア大学は、 され、そこに老人大学の運営が移管、 远 978 (昭和53) 年に開設された「長野県老 県シニア大学 会開発センターの改革が行われ、 などさまざまな活動を展開されていますね。 8年に名称が「シニア大学」に変わりまし 人大学」にさかのぼります。 年に長野県長寿社会開発センターが設立 長野県長寿社会開発センターでは、 学習を通して社会参加へのきっかけを 変遷を説明すると、「シニア大学」は 地域とかかわる人材を育むことを目 (以 下、 シニア世代の多様な生き方 「シニア大学」)の運営 1989 シニア大学 「生きが 2 (平成 長野 た

厚生労働省「令和2年都道府県別生命表の概況」 公益社団法人国民健康保険中央会「平均自立期間・平均余命都道府県一覧(令和2年統計情報分)」 周産期医療……妊娠22週から出生後7日未満までの期間をさす「周産期」を含む前後の期間における医療体制のこと **%**2



できる支援体制づくりに取り組んでいます。 るステージから、現役時代につちかってきた として「シニア活動推進コーグさせる機能として「シニア活動推進コーグさせる機能として「シニア活動推進コーディネーター (以下、「コーディネーター」)」をセンター内に配置し、シニア大学の企画・をセンター内に配置し、シニア大学の企画・が主体的に社会参加活動や地域づくりに参画が主体的に社会参加活動や地域づくりに参画できる支援体制づくりに取り組んでいます。

うながすためのさまざまな支援を実施「シニア大学」で、社会参加や地域づくりを

コーディネーターは、本部および県内各支部に計11人が在籍。現場に足を運んで地域のニーズを発見し、さまざまな団体や機関を結びつけ、シニアの居場所と出番をつくり出し、びつけ、シニアの居場所と出番をつくり出し、地域の課題を解決するのが役割です。当センターが発行している事例集『信州版人生ニモウサク劇場』もその成果の一つです。各地域で自然発生的にできたシニアのグループの活動を、見える化、しようという事例集です。各地域のす。「学びを活かす」、「キャリアを活力す」、「学びを活かす」などの五つに分類し、かす」、「学びを活かす」などの五つに分類し、かす」、「学びを活かす」などの五つに分類し、かす」、「学びを活かす」などの五つに分類し、かす」、「学びを活かす」などの五つに分類し、かす」、「学びを活かす」などの五つに分類し、かす」、「学びを活かす」などの五つに分類し、かす」、「学びを活かす」などの五つに分類し、かす」、「学びを活かす」などの五つに分類し、かす」、「学びを活かす」などの五つに分類し、かすが、コーディネーターの視点では、第一に対しています。

決に取り組むスキルを学び、豊かな発想力と 内山 シニア大学は地域とかかわる人材を目 ざす「一般コース」(2年制)と、地域の課題解 ざす「一般コース」(2年制)と、地域の課題解

> 者は50歳以上ですが、平均年齢は約70歳。元 せ、今年は550人まで増えました。入学対象 以上おり、コロナ禍で減少したものの回復を見 げます。学生数は最盛期で1学年1000人 くり、実践、発表を行い、卒業後の活動につな 2年次は24時間をあて、関心のある事柄ごと 時間の授業のうち、地域づくり講座に12時間、 健康・交流講座に加えて社会参加をうながす 門コース」(1年制)があります。一般コース まで、多様な人たちが学んでいます。 会社員の方や主婦もいれば、農業を行っている にチームを組んで、テーマの決定、活動計画づ 地域づくり講座があります。 1年次は年間60 は県内各地に10学部あり、教養講座、趣味 「シニア地域プロデューサー」を養成する「専 行動力で地域づくりにかかわることができる 人や現役議員、元村長、中学卒から大学院卒

でつちかった経験などをベースに、地域課題かけづくりの場ですが、専門コースはこれま一般コースは地域づくりや社会参加のきっ

4 https://nicesenior.or.jp/publish/jireishu/

内山二郎さん

内山 ビジネスデザインの三つのコースがあり、定 ドとして取り上げられた事例もあります。ま が、地域におけるエネルギー問題に取り組む すが、これまで約120人が卒業しています。 てもらい、面接も実施します。1年間学び る黒ニンニクを栽培している人もいます。 べく、〇Bとの情報交換を通じて活動の幅を 経験を活かしたいと専門コースに入った方 す。例えば現役時代につちかった水力発電の ターの情報交換会を、年に数回実施していま 枚差しあげます。現在は6期生が学んでいま ロデューサー」の称号がついた名刺を100 卒業時には修了証書に加え、「シニア地域プ 実現したいテーマに関するレポートを提出し す。ライフデザイン、コミュニティデザイン、 を解決する活動者とプロデューサーを養成す た、荒廃地を活用して近年ブームになってい て、最近、北アルプス山麓のスイーツブラン 合員の1期生が専門コースで学んで計画を立 にしたいという目標を持っていた集落営農組 広げています。あるいはサツマイモを特産品 員は全部で3人。入学にあたっては履歴書と る目的で2017年度に開設されたコースで 卒業生はどんな活動をしているのですか。 過去の卒業生を含めたコーディネー

/どう生きるか/考える場を提供する 人生100年時代、0歳からの40年を

どうなるのだろう」という不安に駆られたのが でき、 白馬村の準備会には40人以上が集まり とが少ない高齢者の孤独・孤立の問題を抱え と「ゆる~いつながりがいい」といっています。 ています。会は長野市に始まり、佐久市にも の場となっています。この交流を入口にさまざ やいろいろな活動について話を聞くなど、交流 ら70代前半ぐらいの男性が集まり、先輩の話 まっていないが不安を抱いている6代半ばか きっかけとのことです。まだ何をするかが決 の方。定年退職が近くなるなかで「退職後は がっています。立ち上げたのは現役の銀行員 の要望がありますか。 ました。参加者にどこに惹かれたのかと聞く 部にかぎらず、長野県でも外で人と接するこ まな活動につなげていくのが目的です。都市 とは何でしょう。また、 「ゆる~いおっさんの会」が県内でどんどん広 ユニークな活動では、1期生が立ち上げた -あらためて長寿社会開発センターの意義 地域を支える企業へ

ちと一緒に支えていただければと思います。 プランを考える機会を提供するなど後押しを 現役時代から人生100年を見すえたライフ ではありません。気づきと学びの場を通じて、 きた」という充足感を持ってまっとうするの 0歳までの4年間をどう生きるかが問われて 内山 域の課題に敏感になってもらい、できれば私た 暮らしている人たちが何を求めているのか、地 さい」、「社会に貢献をしなさい」ということ いても、どう具体化すればよいのかわからな が理想です。だれもがそうした願いを持って います。その生き方は多様であってよいし、「生 100年時代になっています。0歳から10 していただきたいと思います。同時に地域で を考える機会を提供していくことにあります。 自分の人生をふり返り、どう生きていくのか い人たちも多い。私たちの活動は「こうしな 企業の方々には仕事だけではなく、社員が 人生6年時代から8年、そしていまは

(インタビュー)

/溝上憲文 撮影/中岡泰博)

エルク

エルダー(elder)は、英語のoldの比較級で、"年長の人、目上の人、尊敬 される人"などの意味がある。1979(昭和54)年、本誌発刊に際し、(財) 高年齢者雇用開発協会初代会長・花村仁八郎氏により命名された。

No.524

CONTENTS

△ 新任人事担当者のための 用入門

総

説

高齢者雇用の現状と課題

高千穂大学 経営学部 教授 田口和雄

12 解 特

集

- 1. 高齢社員のモチベーションの維持・向上と 賃金·評価制度
- 2.70歳まで働くための多様な勤務制度 高千穂大学 経営学部 教授 田口和雄
- 3. 生涯現役で働くための健康と安全の確保 ―エイジフレンドリーな職場をつくる― 労働安全衛生総合研究所 安全研究領域特任研究員 高木元也
- 4. 高齢者雇用と助成金 65歳超雇用推進助成金について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED) 高齢者助成部

高齢者雇用促進等のためのその他の助成金

リーダーズトーク No.98

_____ 公益財団法人長野県長寿社会開発センター 理事長 内山二郎さん シニアの健康長寿を支える社会参加 学びを通じて地域とつながる活動を推進

- 28 集中連載 マンガで学ぶ高齢者雇用 教えてエルダ先生! こんなときどうする? Season2 《第4回》人手不足が続き、10年後が不安です!
- 34 江戸から東京へ 第128回 自他ともにチエを認める 松平信綱 作家 童門冬二
- 36 **高齢者の職場探訪 北から、南から** 第133回 高知県 株式会社フタガミ
- 40 高齢者に聞く

生涯現役で働くとは 第83回

株式会社クリエすずき建設 総務部スタッフ 星野孝治さん(73歳)

42 シニア社員のための 「ジョブ型 |賃金制度のつくり方

【第3回】役割給の導入と定年後再雇用制度の再設計

菊谷實之

46 知っておきたい**労働法 Q&A** (第62回)

シフト制労働者の雇用管理、 高年齢者雇用状況等について

家永 勲

50 スタートアップ×シニア人材奮闘記

【第2回】シニア人材との契約のポイントと 求める役割とは

熊谷悠哉

- 52 いまさら聞けない**人事用語辞典** 第36回 「2025年問題」 吉岡利之
- 54 心に残る"あの作品"の高齢者 【第2回】映画『マイ・インターン』(2015年)

社会保険労務士 丸山美幸

- 55 日本史にみる長寿食 vol.356 スイカは捨てるところがない 永山久夫
- 56 読者アンケートにご協力のお願い
- 57 BOOKS
- 58 ニュース ファイル
- 60 次号予告・編集後記
- 技を支える vol.329 塗り・乾燥・研ぎをくり返し 生み出される「漆黒」の美 漆工芸 山口敦雄さん
- 64 イキイキ働くための脳力アップトレーニング! [第73回] 仲間はずれ漢字探し 篠原菊紀

特集

新任人事担当者のための

高龄者雇用

改正高年齢者雇用安定法の施行から2年が経過し、 70歳就業の実現に向け、高齢者雇用の取組みを本格 化する企業も多いのではないでしょうか。

本特集では、「新任人事担当者のための高齢者雇用 入門」と題し、改正法の概要とともに、改正の背景



やねらい、高齢者雇用の現状・課題について、新任人事担当者の方にもわかりやすく テーマごとに解説しています。また、高齢社員にモチベーション高く、戦力として活躍 してもらうためのポイントなどもあわせてご紹介しています。高齢者が活き活きと働ける 職場の実現に向け、ぜひお役立てください。

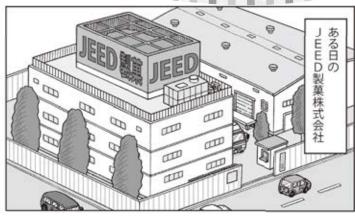




高齢者雇用の現状と課題

田口和雄 高千穂大学 経営学部 教授



















※この物語に登場する会社・人物はすべて架空のものです

~70歳就業時代の令和期はじめに

多くの企業で整備されたことによるものです。 満の定年禁止」(高齢法第8条)に加えて、20 長ではなく再雇用)を組み合わせた雇用制度が 定年と65歳までの継続雇用 04 (平成16) 年の高齢法改正で設けられた65 ではなく、 すれば少なくとも6歳まで働くことができる環 安定法(以下、 歳までの高年齢者雇用確保措置によって、06歳 ことによるものです。ただし単なる66歳定年制 た。これは政府が平成期に進めた高年齢者雇用 現在、65歳まで働くことが一般的となりまし -実質65歳定年制の雇用制度が整備された 「実質」65歳定年制なのは 「高齢法」)の改正によって、 (その多くは勤務延 「60歳未 希望

> どがその背景にあります。冒頭のマンガのなか 題を述べていきたいと思います。 府統計により確認し、 〇年に改正された高齢者雇用における現状を政 行の高齢法の概要をふり返るとともに、202 そこで、総論では高齢者雇用に影響を与える現 者雇用を理解するのがたいへんかと思います。 に 連の高齢法改正に対応したことによるものです。 いるのは、こうした経営環境の変化のもと、一 年制」、「希望者全員の6歳までの再雇用制度」、 で賀東さんが勤める会社の雇用制度が「60歳定 る環境の整備がいっそう求められていることな 齢期になっても能力や経験を活かして活躍でき 「運用による70歳を超えての再雇用制度」 として |基準該当者の70歳までの再雇用制度]、そして この春に人事部に着任した賀東さんのよう 新任の人事担当者のみなさんは現在の高齢 70歳就業時代に向けた課

改正高年齢者雇用安定法の概要

の高齢者の就業機会を確保(「高年齢者就業確の多様な特性や就労ニーズをふまえ、70歳までの多様な特性や就労ニーズをふまえ、70歳までの高齢法」)のポイントは、それまでの高齢法(以下、「新2020年に改正された高齢法(以下、「新

旧高齢法

です(図表1)。 して設ける努力義務が企業に課せられている点保措置」) できるよう、多様な選択肢を制度と

高年齢者就業確保措置 (70歳までの就業確保措置)

努力義務

新高齢法

新高齢法と旧高齢法の比較

高年齢者雇用確保措置 (65歳までの雇用確保措置)

義務

高年齢者雇用確保措置

(65歳までの雇用確保措置)

※筆者作成

図表 1

図表2 新高齢法の概要

制度	内容		
高年齢者雇用確保措置 (義務)	① 65歳までの定年引上げ ② 定年制の廃止 ③ 65歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入 (特殊関係事業主〈子会社・関連会社等〉によるものを含む)		
高年齢者就業確保措置 (努力義務)	① 70 歳までの定年引上げ ② 定年制の廃止 ③ 70 歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入 (特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む) ④ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤ 70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業 b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業	雇用措置 (雇用される働き方) 創業支援等措置 (雇用によらない働き方)	

(注)「特殊関係事業主」とは自社の子法人等、親法人等、親法人等の子法人等、関連法人等、親法人等の関連法人等を示す 出典:厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000694689.pdf) をもとに筆者作成

を

70

用制度 齢者に対してそれらに加えて、 たが、 歳未満は自社と特殊関係事業主 の導入について、 の2点です。 続雇用が可能になった」ことです。 旧高齢法と比べた新高齢法のおもな特徴は 親法人等、 就業確保措置では65歳以上70歳未満の (法人等の関連法人等) (再雇用制度、 第 親法人等の子法人等、 は、 雇用確保措置では60歳以上65 もしくは勤務延長制度) 「自社グループ外での のみとしていまし 「他の事業主」 (自社の子法人 ③の継続雇 関連法人 が 継 次 する義務が課せられていました。 で自社あるいは自社のグループ企業で けられていることです。 企業に対して図表2の上段に示す三つの制度の のうえで65歳までの雇用機会を確保するため、 60歳以上としなければならないこと、 通りです。 用確保措置 いずれかを雇用確保措置として講じる義務が設 旧高齢法の規定である65歳までの高年齢者雇 第一に、 (以 下、 企業が定年を定める場合は 「雇用確保措置」) 等は次の つまり、 企業は65歳ま 第二にそ 雇用

れました。 して図表2の下段に示す五つの制度のいずれ 措置」) として講じる努力義務が新たに設けら ?歳までの就業機会を確保するため、 新高齢法では、 「高年齢者就業確保措置」 右記の雇用確保措置に加えて (以下、 「就業確保 企業に対 か

⑤の制度は これまでの自社あるいは他社で「雇用される働 たことです。 継続雇用制度で働く場が自社や自社グルー 支援等措置」といいます。 き方」(以下、 とどまらず他社にまで拡大されたのです。 追加されました。 第 |は「雇用によらない働き方」が対象になっ |雇用によらない働き方| で 就業確保措置の①~③の制度 |雇用措置]) すなわち、 ④は会社から独立 なのに対し、 自社の高齢社員が 創業 <u>4</u> عے

は

求められます 半数労働組合等※の同意を得て導入することが た高齢社員が従事する方法です。 ⑤は企業が行う社会貢献活動に自社で働いて この創業支援等措置を導入する場合、 回の改正で創業支援等措置が設けられまし 多様な特性やニーズに応えた働き方として、 委託契約を結んで仕事に従事してもらう方法 て起業した者やフリーランスになった者と業務 働く人たちの 企業は過

示されていることから スとしての業務委託などの働く場の選択肢 他社での このように65歳以降は自社 「雇用」 に限定せず、 就業 としています (自社グル フリーラン

高齢者雇用の現状

高齢者雇用の現状を、 政府統計から確認. と

過半数労働組合等…労働者の過半数を代表する労働組合がある場合には労働組合を、労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数 を代表する者をそれぞれさす

の

(平成18年) (平成25年) (年成25年) 2004年改正の「高年齢者 2012年改正の「継続雇用 2020年	2021年 (令和3年) 改正の「高年齢者 採措置の努力義務
雇用確保措置義務化」の 制度の対象者を限定でき 就業確保	保措置の努力義務
	11+
高年齡者雇用確保措置実施 企業 84.0 92.8 (92.3)	(99.9)
雇用状況 希望者全員が65歳以上まで 33.0 62.4 (66.5)	(83.5)
70歳以上まで働ける企業 11.6 16.7 (18.2)	(35.7)
60~64歳 52.6 58.9	71.5
就 業 率 65~69歳 34.6 38.7	50.3
65歳以上 19.4 20.1	25.1
70歳以上 13.3 13.1	18.1

(注)「雇用状況」は 51 人以上規模企業。()は 31 人以上規模企業で各年 6 月 1 日時点の割合、2021 年は 「51 人以上規模企業」の集計は 行われていない。「就業率」は1年の平均値

99

9 % <u>*2</u> °

特に2012年改正の「継続雇用

84

0,%

2013年:92.8%、

肩上がりの拡大傾向にあります

(2006年: 2021年:

の割合は右

(高年齢者雇用確保措置実施企業)

高年齢者雇用確保措置を実施している企業

機に、

ほとんどの企業で65歳までの雇用環境が

制度の対象者を限定できる仕組みの廃止」

を契

出典:厚生労働省「高年齢者雇用状況等報告」、総務省統計局「労働力調査」をもとに筆者作成

16 . 7 % ます。 えており、 0い 希望者全員が65歳以上まで働ける企業と比べ低 12 06年:33.0%、 者全員が65歳以上まで働ける企業の割合 整備されました。 02 5水準 にあり、 70歳就業時代に向けて着実にその割合は 车 ·· なお、7歳以上まで働ける企業の割合は (2006年: 2021年では約8割の高水準にあり 2021年では約4割に達してい 2021 83 · 5 % こうした動きにあわせて希望 牟.. 2 0 1 3 年:62 も右肩上がりの拡大傾 11 6 % 35 . 7 % 2013年: にあるも · 4 % 20 2 # $\bar{\mathcal{O}}$ 向

けではなく、

ライフスタイルの変化もかか

わ

حےے

が物語っています。

2021年現

在

が、

70

歳

は60歳代前半層が低いものの、

増

加傾

向にある

ており、0歳代後半層の就業率の推移

65

歳以上の約4人に1人

いる状況にあります。こうしたなか、

70歳就業 が働

以上は約5・5人に1人

18 25

1

% %

者就業 年)、 みます。 時点における高年齢者雇用確保措置の実施状況 2013年)高年齢者就業率を整理したものです 対象者を限定できる仕組みの廃止. 「高年齢者雇用確保措置義務化」 2021年 確 図表3は2006年 保措置の努力義務化」 (2012年改正の (2020年改正の (2004年改正 の施行年) 「継続雇用制 の施行年)、 「高年齢 の 施行 の 3 度 ਰ੍ਹ

2 9%:6・3ポイントの上昇)と比べて大きく、 ら4歳までの کے 年から2013年の上がり方に比べた20 同じ傾向 多くの企業で一般的な定年年齢の0歳を迎えた 6年から2013年へのそれ(52・6%→ 021年 6年(52・6%)、 上昇しているのは年金受給開始年齢の引上げだ 年から2021年までの上がり方が大きいこ 点の就業率の推移についても、 わかります。60歳代後半層 高齢者が引き続き働いている状況にあることが にあります。 *11・5%:12・6ポイントの上昇) 次に高年齢者の就業率を確認すると、 が確認できます。 年までの8年間の上がり方 (①右肩上がり上昇傾向、 そのなかでも2013年から20 · 5 %) 「60歳代前半層」 2013年 と右肩上がりの上昇傾 60歳代前半層の就業率 (65~69歳) の推移は20 60歳代前半層と 58 9 %) 2000 58 は 2 0 0) の3時 9 60 13 歳 58 % 向 0

れています。 時代に向けた高齢者雇用の対応が企業に求めら

高齢者雇用と高齢社員の能力向上の推進おわりに〜統合型人事管理のもとでの

形成されました。すなわち、高齢社員全員の同 平成期前半は、 チベーションが低下するなどの問題が大きくな ける社員が増加するにともない、 ためて詳しく紹介します)。 6歳以降も働き続 正社員(以下、「現役社員」)のそれと分離して 社員の人事管理施策(処遇施策) 方針は福祉的雇用がとられ、そのもとでの高齢 に紹介した平成期の高齢者雇用をふり返ると、 のもとでの高齢者雇用を整備することです。先 一賃金あるいは一定率の減額、 一つは、定年前の正社員と一貫した人事管理 人事評価をしないなどです(解説1であら 企業における高齢者雇用の基本 昇給が行われな は、定年前の 高齢社員のモ

後半では高齢者雇用の基本方針が見直されました。福祉的雇用から脱却して、高齢社員の活用た。福祉的雇用から脱却して、高齢社員の活用た。福祉的雇用から脱却して、高齢社員の活用を経営成果に貢献する戦力、つまり高齢社員の戦力化が各企業において進められました。昇給でらに、こうした人事管理に統合して進めていまずが、依然として多くの企業は人事管理施策をすが、依然として多くの企業は人事管理施策をすが、依然として多くの企業は人事管理施策をすが、依然として多くの企業は人事管理施策をする。統合した人事管理の公平性の問題が残ります。統合した人事管理の公平性の問題が残ります。統合した人事管理のとで高齢者雇用の取組みを進めることが今後の課題としてあげられます。

成果に貢献してもらうよりも、「いまある能力引き続き戦略的活用がとられていくことになりますが、今後は戦略的活用がとられていくことになりますが、今後は戦略的活用がとられていくことになりますが、今後は戦略的活用の「進化」が求めらに目ざした国の高齢者雇用政策のもと、企業がとった戦略的活用は「いまある能力をいま活用とった戦略的活用は「いまある能力をいま活用とった戦略的活用は「いまある能力をいま活用さる」方針でした。60歳定年後の就労期間(その多くが再雇用として)が5年間であったため、業務ニーズにあわせて機動的に活用している現業務ニーズにあわせて機動的に活用している現業務ニーズにあわせて機動的に活用している現業務ニーズにあわせて機動的に活用している現業務ニーズにあわせて機動的に活用している現業務ニーズにあわせて機動的に活用している現業務ニーズにあわせて機動的に活用している現場が、

の両者にとって合理的だったからです。をいま活用する」方針のほうが企業、高齢社員

スキルを取得させたり、あるいは職域を拡げる 活用に進化させることが必要になります。その 務ニーズにあわせて機動的に活用する」戦略的 なると、高齢社員を現役社員と同じように 不全に陥ってしまう可能性が高まります。そう する」ことにより経営成果に貢献する)が機能 現行の戦略的活用(「いまある能力をいま活用 新の進展など経営環境は変化するので、戦力化 と、例えば、デジタル化をはじめとする技術革 によって60歳定年後の就労期間が10年になる ングが求められます。 と同じように高齢社員にも学び直し、 ためスキルを取得させたりするなど、現役社員 ためにも、業務スキルを向上させたり、 している高齢社員の能力が陳腐化してしまい. しかしながら、2021年の改正高齢法施行 リスキリ



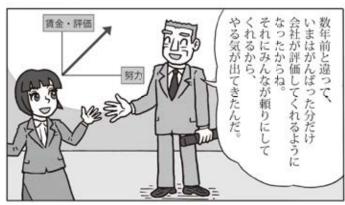
解説

高齢社員のモチベーションの 維持・向上と賃金・評価制度

田口和雄 高千穂大学 経営学部 教授



















問題と賃金・評価制度 **局齢社員のモチベーションの低下**

うか。 見通しが立つからです。 のなかで引き続き戦力として活躍してもらえる の会社で心機一転、新たな挑戦として働くとい で働くよりも、それまで蓄積してきたスキルや の労働者の定年後のキャリア像ではないでしょ う選択肢もあります)、会社にとっても人手不足 経験を活かすことができますし(もちろん、別 働く」 ことが、60歳定年の会社に勤めている多く マンガのなかの賀東さんが勤める会社のよう 「定年後は同じ会社で再雇用として引き続き なぜならば、 労働者にとって新たな会社

金・評価制度を見直したことによって、この問 は、この問題に悩まされていました。そこで、 じ会社で再雇用に切り替わると、これまでは仕 員から頼りにされるようになりました。賀東さ 題を是正し高齢社員の仕事へのモチベーション とが背景にありました。賀東さんが勤める会社 事内容が大きく変わらないのに賃金が下がるこ います。 員のモチベーションの低下問題」が指摘されて 高齢社員の雇用形態は再雇用のままですが、賃 (取組み意識) しかし、高齢者雇用の問題の一つに「高齢社 これは一般に定年を迎え、そのまま同 が高まり、 職場で一緒に働く社

> 平成期に取り組んだ企業の対応から賃金・評価 この背景を解説しました。そこで、解説1では、 制度を考えてみたいと思います。 度を見直す動きが増えつつあります。総論では ションを維持・向上させるために賃金・評価制 んが勤める会社のように、高齢社員のモチベー

平成期前半の賃金・評価制度~ きぶりと処遇が連動しない仕組み

2

義務化された2000年の高齢法改正です。 などによる高年齢者雇用確保措置の導入が努力 された1994年の高齢法改正、定年の引上げ 法の改正が進められました。0歳定年が義務化 度改正に連動して、65歳雇用推進に向けた高齢 に段階的に引き上げる1994年の公的年金制 部分の支給開始年齢をそれまでの6歳から6歳 企業に課しました。その後も老齢厚生年金定額 が希望する場合の定年後の再雇用の努力義務を 歳までの継続雇用を推進するため、 改正がはじまりでした。この改正高齢法は、 成2)年の高年齢者雇用安定法(以下、「高齢法」) 65歳までの雇用確保の動きは、 1 9 0 定年到達者 伞

用方針は定年まで担当していた同じ分野の業務 みました。高齢社員の人事管理の基盤となる活 雇用確保に向けた人事管理制度の整備に取り組 企業は一連の高齢法改正を受けて65歳までの

れました。賃金については、一律定額の基本給と る貢献度を高齢社員に求めない福祉的雇用が多 社員(以下、「現役社員」) と同じ経営成果に対す を引き続き担当してもらうものの、 した。評価制度は整備されなかったり、整備され 定額の賞与が支給され、昇給は行われませんで た賃金・評価制度は次の対応 くの企業でとられ、この方針に基づいて形成され (図表1) 定年前の正

がとら

凶衣!	国の向即有准用以来と正未の貝立・計画制度の対応			
		平成期		

ニぬサーロなが しんそんほん

図表1 国の局断者雇用以束と企業の員金・評価制度の対応				
		平成期		
		前半	後半	
国の高齢者雇用政策		65歳までの 雇用確保の努力義務化	65歳までの 雇用確保の義務化	
	雇用の基本方針	65歳雇用の推進	65歳までの雇用制度整備	
	高齢社員の活用方針	福祉的雇用	戦略的活用への転換	
企業の 対応	賃金の基本方針	【基本給】一律定額 【昇給】不支給 【賞与】定額	【基本給】職位・等級など にリンク 【昇給】支給 【賞与】人事評価を反映	
	評価制度	未整備/整備 (継続雇用者用)	整備(正社員準拠)	

※筆者作成

3 一里成期後半の賃金・評価制度~

背景があったのです。

た。少子高齢化が進展し、厚生年金の受給開始で配くことができる雇用環境が義務化されましい廃止されたことにより、希望者全員が65歳まが廃止されたことにより、希望者全員が65歳まが廃止されたことにより、希望者全員が65歳まで働くことができる雇用環境が義務化されました。少子高齢化が進展し、厚生年金の受給開始を開いていると、65歳雇用促進に向けた

ら支給へ、賞与を定額から正社員と同じように

人事評価を反映する決め方へとそれぞれ見直さ

等級などにリンクした水準に、

昇給を不支給か

制度では基本給を一律定額から定年時の職位・社員の働きぶりを処遇に反映させるよう、賃金の方針にあわせて、賃金・評価制度は現役社員の働きぶりを処遇に反映させるよう、賃金を観的に活用する)とするのではなく、「いま

用に転換しました。ただし、戦略的活用は引き 成果に貢献する戦力として位置づける戦力的活 年にわたって蓄積してきたスキルと経験を経営 それまでの福祉的雇用から定年後も引き続き長 備を進めました。まず高齢社員の活用方針を、 高齢社員が活き活きと活躍できる職場環境の整 りました。先進企業はこの問題を是正するため、 ることに対する不満) が全社的な経営課題とな ているにもかかわらず、処遇などが大きく変わ 低下問題 (定年前と同じ仕事を継続して担当し が悩まされていた高齢社員のモチベーションの のため、 労務構成において大きな集団となりました。そ 希望する高齢社員が増え、企業における社員の 齢法改正を受けて定年後も引き続き働くことを 年齢が引き上げられるなか、こうした一連の高 福祉的雇用の活用方針のもとで企業側

れ、正社員と同じ評価制度を高齢社員にも用いれ、正社員と同じ評価制度を高齢社員のモチベーをいるになりました。賀東さんが勤める会社でも戦略的活用を積極的に推進する企業と同じ対しているため、高齢社員のモチベー

図る賃金・評価制度の整備へ向けて高齢社員のモチベーションの維持・向上を

4

高齢法によって、従来の自社内での雇用確保と就業確保措置が新たに努力義務化雇用確保と就業確保措置が新たに努力義務化雇用確保と就業確保措置が新たに努力義務化雇用確保と就業確保措置が新たに努力義務化雇用確保と就業確保措置が新たに努力義務化をした。その結果、0歳(特に65歳)以

な選択肢がありますが、現在70歳就業を進め で働いている正社員にもマイナスの影響を与 令和期において社員の労務構成において大き な集団となっている高齢社員の賃金・評価制 な集団となっている高齢社員の賃金・評価制 はしたように考えればよいのでしょうか。 のように考えればよいのでしょうか。 で働いている正社員にもマイナスの影響を与 な集団となっている高齢社員の賃金・評価制 は、一緒に職場

図表2 70歳就業時代の人事管理の考え方

		平成期(後半)	令和期		
	国の高齢者雇用政策	65歳までの 雇用確保の義務化	70歳までの就業機会 確保の努力義務化		
	雇用の基本方針	実質65歳定年制の整備	65歳までの雇用制度整備と 70歳までの就業機会確保		
企業の対応	高齢社員の活用方針	戦略的活用への転換	戦略的活用の進化		
) LI	人事管理の考え方	分離型	統合型		

※筆者作成

を意味. 表 2 。 から中 うに働きぶりに応じた処遇 事管理の 同 維 果に貢献する役割を高齢社員にも求めること 持 賃金もふまえ、 向 じま 小企業も含め全面適用され つまり、 公平 上させ ਰ ਹ 上性の観 るためにも、 高齢社員のモチベ 現役社員と同じように経営成 統合型人事管理の 点から現役社員と同じ 2 0 2 1 賃金 ーション た 同 評 年 労 4 価

の

転換を進めてきました。

令和期における高

営成果に貢献する戦力、

つ

まり

)戦略的活用

を通して多くの企業は高齢社員の活用を経

用するケースを中心に考えてみると、 いる先進企業の多くが実施している自

平 社で

成

7

齢社員の活用は引き続き戦略的活用を推進

に今後は戦略的活用の進化が求められます

ます が

総 論

で述べ

、たよう

図

もと人 制 ょ 働 月 を 続雇用 じ賃金・評価制度を形成した事例として、 度 の取組みを紹介します。 務をフルタイム勤務で続ける場合、 が適用されている点です。 直されるものの、 こうした統合型人事管理のもと現役社員と同 を整備することが必要となりま (再雇用) 後もこれまで担当していた業 正社員と同じ賃金 この事例の特徴は、 賃金水準

緥 社 đ

%1

事 例 場合、 再雇用 賃 金 018年 年齢上限なし 者全員70歳までの継続雇用制度、 されます います。 く働き続けられる職場環境を整備するため、 は 主力として活躍しているベテラン社員が長]内に事業拠点9カ所を展開 評価制度は正社員と同じ制度を適用 定年時の賃金水準は見直されるもの 後も同じ業務をフルタ で続ける場合 正社員と同じ賃金 再雇用後も同じ ・に雇用制度を見直し な お の再雇用」 昇給は正社員と同じように実 としました)業務をフルタイム ・評価制度を適用 イム勤務で続け 「65歳定年、 する窯業A社 基準該当者の (図表3) の 2

図表3 改定後の賃金・評価制度の概要

人事施策		改正後の内容		
雇用制度		65 歳定年+70 歳までの継続雇用制度 (希望者全員) +上限なしの継続雇用 制度(基準あり)		
70歳までの 継続原田制度	賃金制度	正社員と同じ制度、ただし水準は見直し		
継続雇用制度 (希望者全員)	評価制度	正社員と同じ制度		

出典:(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)(2022)『70歳雇用推 進事例集 2022」をもとに筆者作成

具体的な手順などについては JEED が作成した「70歳雇用推進マニュアル」(2021年)を参照ください https://www.jeed.go.jp/elderly/data/manual.html



・評価制

は

解説

70歳まで働くための多様な勤務制度

田口和雄 高千穂大学 経営学部 教授



















求められる勤務制度の多様化

返り、 の事情 度を、 がら仕事を続けることが可能になりました。 す。 果の確認を通して令和期の勤務制度を考えてみ 整備とそのもとでの高齢社員の勤務制度をふり 説2では平成期に進められた多様な勤務制度の のフルタイム勤務制度のもとで退職を考えてい 短日数勤務制度や短時間勤務制度を設けまし ずかしくなり、 でしょうか。 代と同じフルタイム勤務としているのではない たいと思います た高齢社員は、 多くの この勤務制度の見直しによって、 賀東さんが勤務する会社は勤務制度を見直 従来のフルタイム勤務制度に加えて新たに 高齢者の勤務状況に関するアンケー 定年前の正社員 (例えば、 企業が、 しかし他方では、 病気の治療や家族の介護をしな 退職するケースもみられていま 介護など) 高齢社員の (以 下、 で仕事の両立がむ 継続雇用の勤務制 健康問題や家庭 「現役社員」) これまで 解 肼

-成期の勤務制 の取組み の変化

化の概要を整理したものです※。 図 |**表1**は平成期の企業における勤務制度の変 定年前社員の

> どを背景に勤務制度の多様化 働き方改革の 子高齢化にともなう生産年齢人口の減少、ライ ら活躍してもらうための仕組みです。 者など、さまざまな人材に、勤務日数や勤務 者、 立したい社員、 この短時間正社員は育児・介護などと仕事を両 な正社員制度」 様な働き方を選択できる社会の実現を目ざした など多様化する労働者個々の事情に応じて、 は 間勤務制度の整備-勤務制度はフルタイム勤務としていますが、 フスタイルの変化による就労ニーズの多様化な [をフルタイム勤務の正社員よりも短くしなが キャリアアップを目ざすパートタイム労働 政府が取り組んでいる育児や介護との両立 のなかの「短時間正社員」です%。 決まった日時だけ働きたい労働 環として推進されている -が進められました。 短日数・ 多 これ 短時 多 少 様

もない、 間勤務中心からフルタイム勤務中心へと見直 員の仕組みに近づける対応がとられるとと ことによるものです。 近い役割 祉的雇用から戦略的活用に転換されることにと が進みました。 ارّ で紹介したように、 方、 勤務制度も現役社員と同じフルタイム勤 高齢社員に求められる役割が正社員に 高齢社員の勤務制度は、 (中核業務をになう役割) 高齢社員の活用の基本方針が福 賃 金 それにあわせて、 ・評価制度を定年前社 短日数 に変わ つ 短 ŧ

> 雇用時代の短日数勤務制度や短時間勤務制度を 社員の事情やニーズをふまえ、 維持したり、 ように責任のある仕事を担当しながら、 のなかで賀東さんが勤務する会社のように高齢 とする方向で見直されました。 あるいは再度、 導入する企業がみ 現役社員と同じ かし、 福祉的 マンガ

図表 1 平成期の勤務制度の変化					
概要		勤務制度の多様化			
現役社員	勤務制度	フルタイム勤務 ➡ フルタイム勤務+短日数・短時間勤務 (短時間正社員制度)			
活用の 基本方針 福祉的雇用 → 戦略的活用 高齢社員		福祉的雇用 ➡ 戦略的活用			
问例社关	勤務制度	短日数・短時間勤務中心 ➡ フルタイム勤務中心			

※ 筆者作成

- 平成期は、今回取り上げている勤務制度のほかに労働時間制度などを含めた働き方の柔軟化、多様化の取組みが進められた。その概要については本誌2022年7月号特集「新任人事担当者のための高齢者雇用入門」の「解説3 多様で柔軟な働き方の整備」を参照 多様な正社員制度には、短時間正社員のほかに、担当する職務内容が限定されている「職務限定正社員」、転勤範囲を限定したり、転居を
- ともなう転勤がない「勤務地限定正社員」の二つのタイプがある

られます。

局齢社員の勤務実態を確認する

られていることがうかがえます。 時間」 (31・4%) が続き、 が最も多く、これに「短日数」(40 以外」の勤務形態は「短日数・短時間」 (5・7%) れぞれ多くなっています。 は柔軟な勤務形態が可能な医療・福祉、 持つ建設業、運輸業、 従業員規模の企業属性別にみると、 細な図表は掲載できませんが、この結果を業種 外で働く者がほとんどである」 る」(57・8%)が多いものの、 みると、「フルタイムで働く者がほとんどであ アンケート調査結果から確認してみましょう※3。 宿泊業で、 企業で多くなるのに対し、「フルタイム以外 ム」 はおもにフルタイム勤務とする業務特性を (35・7%) となっています。 歳以上の高齢社員の勤務形態について**図表2**を まず高齢社員を活用している企業における65 高齢社員の勤務実態について、 人員に余力のある大規模の企業でそ 人手不足が著しい小規模 柔軟な勤務形態がと また、「フルタイム 紙幅の関係で詳 「フルタイム以 も3分の1 企業に対する ・1%)、「短 「フルタイ 飲食

図表2 65歳以上の勤務実態

齢社員が多い理由は、

企業側の都合

(例えば

こうしたフルタイム以外で働く6歳以上の高

(n=4,705、単位:%)

	こっつまかりのうくんい	(1,700(中国: 707
フルタイムで働く者がほとんどである			
フルタイム以外	で働く者がほとん	υどである	35.7
		短日数	(40.1)
#1 34 #14		短時間	(31.4)
勤務形態 (複数回答)		短日数・短時間	(50.7)
(授奴凹台)		その他	(6.5)
		無回答	(5.2)
		人件費を抑えるため	(11.4)
		フルタイムでの高年齢者向け仕事の確保が難しいため	(7.6)
		高年齢者の体力に配慮するため	(58.3)
ブルタイムルが多い理由	以外で働く者	高年齢者の就労ニーズ (日数・時間) の多様化のため	(63.5)
(複数回答)		社会保険の関係で週20時間以内に抑えたいため	(11.7)
(IXXLL)	(及奴巴白/	通勤費を抑えたいため	(0.1)
		その他	(3.2)
		無回答	(4.8)
無回答			6.4

(注) () の値は「フルタイム以外で働く者がほとんどである」を 100%とした場合の値 (n=1,682) 出典: (独) 労働政策研究・研修機構 (2020) 『高年齢者の雇用に関する調査 (企業調査)』

図表3 仮に現在雇用しているすべての従業員を 65歳以降も雇用する場合の勤務形態(複数回答)

(n=5,891、単位:%)

フルタイム	55.9
短時間(週30時間以上)	44.4
短時間(週20~30時間未満)	49.0
短時間(週20時間未満)	40.1
その他	5.6
無回答	6.0

出典:(独) 労働政策研究・研修機構(2020)『高年齢者の雇用に関する調査(企業調査)』

^{※3 (}独) 労働政策研究・研修機構 (2020) 『高年齢者の雇用に関する調査 (企業調査)』。調査結果の詳細は同報告書を参照のこと

実情に配慮していることがうかがえます。「人件費を抑えるため」(1・4%)といった高齢社員の要望・いっため」(1・5%)、「高年齢者の体力に配慮のもからのであり、「人件費を抑えるため」(1・4%)などよりも、

(図表3)。 (図表3)。

だけではなく、すべての社員を対象に多様な勤務制度の整備は高齢社員

事

のように短日数勤務制度、短時間勤務制度などのように短日数勤務制度は現役社員と同じフルタイム勤務が多くなっていますが、その一方で加齢にともなう身体機能の変化(低下)、家族の介護や本人の病気治療などの健康問題が現役社員にフルタイム勤務を適用すると退職する者が出てきてしまいます。これは働き続けたい高齢社員にフルタイム勤務を適用すると退職する者が出てきせん。マンガのなかの賀東さんが勤務する会社せん。マンガのなかの賀東さんが勤務制度などのように短日数勤務制度、短時間勤務制度などのように短日数勤務制度、短時間勤務制度などのように短日数勤務制度は現代でいる。

る多様な勤務制度の整備が求められます。ど、高齢社員の就労ニーズにあわせて選択できのフルタイム勤務以外の勤務制度を設けるな

えている者もいます。賀東さんが勤務する会社親の介護、本人の病気治療などの健康問題を抱イム勤務をしている現役社員においても育児やニーズは高齢社員だけではありません。フルタまた、こうした多様な勤務制度を求める就労

られます。せず、すべての社員に広く適用することが求めのように多様な勤務制度は高齢社員だけに限定

時間勤務制度を導入した点です。性であるものの、高齢社員の事情にあわせて短な勤務制度を導入することがむずかしい事業特取組みを紹介します。この事例の特徴は、多様取組みを紹介します。この事例としてB社の

例 2 総合

総合工事業B社

短時間勤務制度の導入

の変化により、フルタイム勤務を続けいた65歳定年と希望者全員の70歳までの継続雇用への制度の見直しにあわせて、継続雇用者を対象とした短時間せて、継続雇用者を対象とした短時間が務制度を導入しました。同社の勤務がはでしたが、継続雇用者本人の動務だけでしたが、継続雇用者本人の動務だけでしたが、継続雇用者本人の動務だけでしたが、継続雇用者本人の動務だけでしたが、継続雇用者本人の動務だけでしたが、継続雇用者本人の動務だけでしたが、継続雇用者本人の

見が寄せられています。 見が寄せられています。 といっことができなくなり、退職するとはにはの意味を続けています。実際には継続雇用者は現役社員と同じようにフルークイム勤務を続けていますが、「今後、タイム勤務を続けていますが、「今後、タイム勤務を続けていますが、「今後、もし事情が生じても働き続けられる、もし事情が生じても働き続けられるに知時間を知るとができなくなり、退職する継続をいいます。

3』をもとに筆者作成ED)(2023)『70歳雇用推進事例集202出典:(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(JE

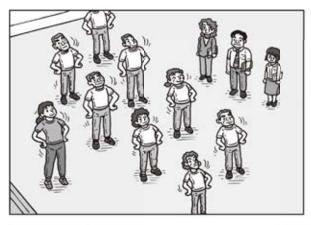
※4 業種、従業員規模の企業属性の違いによる傾向は図表2と同じ特徴がみられる

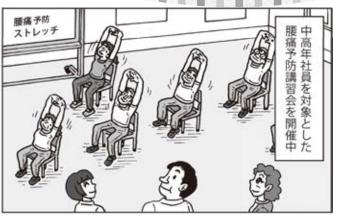
解説

3

生涯現役で働くための健康と安全の確保 一エイジフレンドリーな職場をつくる―

高木元也 労働安全衛生総合研究所 安全研究領域特任研究員

















はじめに

策の好事例などを紹介します。 ポイント、大手企業の高齢者の安全と健康確保 労働省が発表した「エイジフレンドリーガイド めのガイドライン、以下、「ガイドライン」)の ライン」(高年齢労働者の安全と健康確保のた に取り組まなければなりません。 本稿では、2020 (令和2) 年3月に厚牛 70歳まで安心・安全に働き続けるため、 年々増加する高齢者の労働災害の防止対策

局齢者の労働災害発生率の高さ

<u>1</u> 。 性で4・9倍とかなり高くなっています 下があげられます。 感覚の低下など、加齢にともなう心身機能の低 とも低い20代後半と比べ、男性で2・0倍、 をみると、 高齢者の労働災害発生率(年千人率※で示す) おもな原因には、筋力の低下、バランス 60代後半は、 労働災害発生率がもっ ②表 女

ガイドラインのポイントなど

3

ガイドラインの構成は以下の通りです。

ガイドラインの構成

- 趣旨
- 事業者に求められる事項

第 2

- 把握
- 応じた対応
- 安全衛生教育
- 5

エイジフレンドリーな職場をつくるため、 国 労働者に求められる事項 関係団体等による支援の活用 事

第 4 第3

国などによる支援制度を紹介しています(第4)。 年齢労働者には事業者への協力を求め(第3)、 業者に求められる事項を定め(第2)、一方、 高

(1) ガイドラインのポイント

ことです。 状況を把握し、それに応じた対策を求めている にある高年齢労働者一人ひとりの健康や体力の 本ガイドラインのポイントは、 第2の3、 4

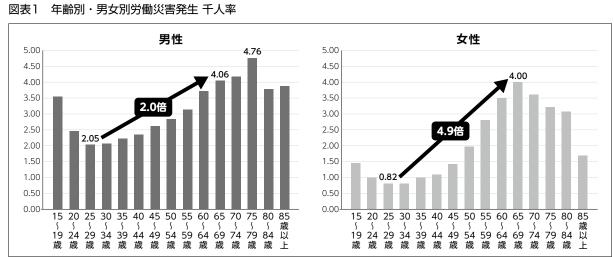
なわち個人差をみたものです。例えば、 持つ心身機能の程度を年齢化したもの)の幅 暦年齢 (実年齢) に応じた生理的年齢 なります。古いデータとなりますが、**図表2**は 高齢になるほど、 心身機能の個人差が大きく (個々人が 実年齢 ਰ

- 安全衛生管理体制の確立等
- 職場環境の改善 高年齢労働者の健康や体力の状況の

3 2 1

高年齢労働者の健康や体力の状況に

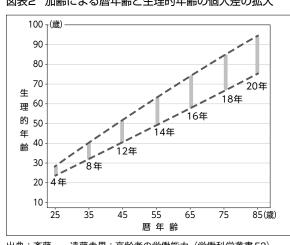
4



出典:厚生労働省「労働者死傷病報告」(2018年)、総務省「労働力調査」(2018年) から作成

年千人率……1年間の労働者千人あたりに発生した死傷者数(休業4日以上)の割合

図表2 加齢による暦年齢と生理的年齢の個人差の拡大



出典:斎藤 労働科学研究所、1980から作成

のように生理的年齢は大きな個人差があるため、 体力の状況を把握することが求められています。 事業者は職場で働く高齢者一人ひとりの健康や 代のようにみえる人がいることを表します。こ 代の若々しい人がいる一方、心身機能の衰えで70 ます。これは、 65歳の人の生理的年齢の個人差は16年にも及び 実年齢65歳の人のなかには、 50

などがあげられます。

(2) 事業者に求められる事項

る」ことを求めています。リスク低減対策には を洗い出し、それに対しリスク低減対策を講じ え、その上で、 プは安全方針を表明し、 ガイドラインでは、事業者に対し、「経営トッ 事業場に潜む高年齢者のリスク 安全衛生管理体制を整

а

遠藤幸男:高齢者の労働能力(労働科学叢書53)、

め

こで働くすべての人々にとっての安全な職場環 境につながります。この点は強調すべきです。 のほとんどは、高齢者のためだけではなく、そ このような心身機能の低下を補うハード対策

b ソフト対策

①勤務形態、勤務時間の工夫

方、ソフト対策の具体例は次の通りです。

個々人の心身機能や健康の状況を把握して、 作業内容や作業時間などを調整する。短時間 隔日勤務、交替制勤務などの導入を検討

ハード対策とソフト対策があります。

①高齢者は暗い場所で視力が著しく低下するた ハード対策の具体例としては

②バランス感覚や筋力が低下し、とっさにうま ④筋力の低下した高齢者は重量物を抱えると腰 ③滑って転倒することを防止するため、床の濡れ ワーアシストスーツなど)を装着する 痛になりやすいため、持ち上げ補助機器 く動けない高齢者は、 すりをつけ、通路や職場内の段差をなくす を採用する、耐滑性にすぐれた靴を着用する を即座に拭き取る、滑りにくい床材 く、段差につまずきやすいため、階段には手 (低照度下視力)、職場の照度を確保する 階段から転落しやす (床塗装) Ĵγ[°]

加齢により筋力、関節の動き、柔軟性などが ロールできるように配慮する 身体を曲げ伸ばす動作、 長時間の立ち作業を減らす ま

⑤腰への負担軽減

勢の教育、腰痛予防体操の実施など げ重量の制限、腰痛になりにくい持ち上げ姿 筋力の低下から腰痛を防止するため、 持ち上

健康や体力の状況をふまえた対策

C

などにより、高齢者一人ひとりの基礎疾患の有 事業者は、 体力の状況を把握し、それに基づき労働時 健康診断、 職場での体力チェック

むずかしく、夜勤には十分な配慮が必要となる する。加齢とともに、昼から夜(あるいはその への勤務シフトの変更に体を慣らすことが

②ゆとりのある作業スピード

高齢者は、時間に追われる仕事は不得手でミ スもしやすい。自主的に作業負荷をコント

③無理のない作業姿勢

④注意力、集中力などを必要とする作業への配慮 加齢により注意力や判断力が低下するため、 判断、 また、とっさにうまく動けないため、 複数の作業を同時進行させないようにする。 れ姿勢など不自然な作業姿勢を減らす。 低下するため、 にくくなるため、 た、バランス感覚が低下し身体の安定がとり 行動を要する作業を減らす

どを行います 間の短縮、 深夜勤務の削 減 作業の配置転換な

d 高齢者の特性をふまえた安全教育

要になります。 果が見込めないといわれています。 以下の通り、 高齢者は、 高齢者向けの特別な安全教育が必 ほかの年代と比べ、十分な教育効 このため、

- 十分な時間をか を活用する け 写真や図、 映 像など
- 心身機能の低下が労働災害につながるこ とを自覚させる。
- 心身機能の低下を客観的に認識させる。

3 企業の取組み事例

株式会社西日本製鉄所の取組みを紹介します※2。 として、トヨタ自動車株式会社、JFEスチール これらの事例は若い世代も対象となっています。 企業における高齢者の安全確保の取組み事例

トヨタ自動車

年期からの意識変革を求めています。 健康の増進が重要とし、 取組みは次の通りです。 と元気に働くには、 トヨタ自動車では、 体力の維持・向上、 高齢になっても活き活き そのために、 具体的な 若年・壮 心身の

①いきいき健康プログラム

以下の取組みを実施しています。 36 歳以上の全従業員を対象に、 4 年に1 度

а 体力の見える化 (体力測定

上腕柔軟性、 力 (敏捷)、 など、 全9種目の体力測定の実施 2ステップ距離測定 (バランス 座位体前屈、座位ステッピング

運動指導

b

技指導 測 や、 社内運動トレーナーによる、 痛 (歩数、 活動量計の貸出による従業員の活動量計 肩こりに効果的なストレッチ方法等の実 (1回30分~1時間、 運動時間等) と結果のアドバイス 数人 30 加齢による腰 人

②健康チャレンジ8

える化、 ます。 レス 20年初6. 業員の平均実践数は6・27 ています。 康スマホアプリ」 し、職場単位の活動を推進しています。また、「健 酒 により、 八つの生活習慣 4. 間食、 を対象に、 取組み意識を高め行動変容をうながし 各自の健康チャレンジ宣言の入力など これらの結果、2020年末の全従 5.喫煙、 09 により、 全社的に実践数の目標を設定 「1.適正体重、 目標値6・30に近づいてい 6.運動、 歩数など活動量の見 (最大8) と (20 フ.睡眠、 2.朝食、 8.スト 3. 飲

事例2 JFEスチール西日本製鉄所

結合し、 全は全てに優先する」 JFEスチールでは、 高齢になっても安全で健康に働くため の 社の安全衛生方針 安全 と「体力」 安 を

> に必要な体力を「安全体力®」とネーミング 「安全体力®」測定ツールを開発しています。 「安全体力®」のテストは、 転倒、 腰痛、

価し、 با 回避、 体力®」維持のため、 スト3項目の割合が高い結果となり、 者 健康診断対象者 減少し、 の効果として、 体操を開発しています※・ トの有効性が認められています。 関するアンケート調査をしたところ、 ています。 のテストでチェックします。 (159人) 評価2は 評価1、 評価4、5は「安全域」、評価3は ハンドリングミスの四つのリスクを八つ 転倒災害が減少しています 2 0 1 4 筋骨格系疾患による休業日数が は非経験者より転倒リスクのテ 2の者には改善意欲を高めさせ 「要注意域」、 (1703人) 毎日実施する二つの (平成26) **%**4 評価1は 結果は5段階で評 これらの取組み に転倒の有無に 年、 また、 40歳以上の このテス 転倒経験 危険域 安全 が職場

4 おわりに

職場環境改善、 に取り組むことが期待されます。 クなどの推進が求められており、 も活き活きと元気で健康に働くため、 (生100年時代を迎え、 作業内容の見直し、 高齢者が 今後、 体力チェッ いつまで 企業 精力的 は

中央労働災害防止協会「高年齢労働者が安全・健康に働ける職場づくり〜エイジフレンドリーガイドライン活用の方法〜」職場体操 1:筋骨格系疾患対策:「アクティブ体操®」PART 1(https://www.youtube.com/watch?v=KPxt7vyQ6Zo)職場体操 2:転倒予防対策「アクティブ体操®」 PART 2(https://www.youtube.com/watch?v=LErGr1Mxgu8) **%**3

23

解説

高齢者雇用と助成金















※65 歳超雇用推進助成金については、今号 25・26 ページをご参照ください

用 推 進 助成金について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED) 高齢者助

としています 涯現役社会」の構築に向けて、

高年齢者の就労 国の予算の範囲内で助成するものであり、「生 労働者を無期雇用に転換する事業主に対して、 理制度の整備を行う事業主、 定年引上げ等を行う事業主、 機会の確保および雇用の安定を図ることを目的 「65歳超雇用推進助成金」は、65歳以上への 高年齢者の雇用管 高年齢の有期契約

る法律第8条、第9条第1項の規定と異なる定 めをしていないこととなります。 であること、高年齢者等の雇用の安定等に関す この助成金は次のⅠ~Ⅲのコースに分けられ 共通の要件は、雇用保険適用事業所の事業主

ます。

65歳超継続雇用促進コース

次の①~④のいずれかを就業規則等に規定し このコースは、 支給要件を満たす事業主が

> ①65歳以上への定年の引上げ 実施した場合に受給することができます。

②定年の定めの廃止

③希望者全員を対象とする6歳以上の継続雇用 制度の導入

④他社による継続雇用制度の導入

者数に応じて図表1・2の額を支給します。 実施した制度、引き上げた年数、対象被保険

◆申請書受付期間

してください。 書」に必要な書類を添えて、申請窓口まで提出 日までに「65歳超継続雇用促進コース支給申請 から起算して4カ月以内の各月月初から5開庁 図表1・2の措置の実施日が属する月の翌月

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

このコースは、支給要件を満たす事業主が

部を助成します (図表3)。 度(賃金制度、健康管理制度等)の整備に係る 措置を実施した場合に、措置に要した費用の 高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制

し、認定されていることが必要です。 なお、あらかじめ雇用管理整備計画書を提出

5万円の費用を要したものとみなします の支給対象経費については、当該措置の実施に 目以降は50万円を上限とする実費)。 業以外は45%)を乗じた額を支給します。初回 支給対象経費(上限50万円)に60%(中小企 (2 (1)

|高年齢者無期雇用転換コース

場合に、対象者数に応じて一定額を助成します。 換制度に基づき、 50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を転 このコースは、 無期雇用労働者に転換させた 支給要件を満たす事業主が

EDの都道府県支部高齢・障害者業務課 本誌65頁参照) 大阪は高齢・障害者窓口サービス課、 この助成金に関するお問合せや申請は、 までお願いします 連絡先は (東京· J E

することができます。その他、

制度説明の動画

も掲載しています。

の申請様式や支給申請の手引きをダウンロード

は38万円)を支給します。 し、認定されていることが必要です。 なお、 また、 この助成金の支給要件等の詳細は、 ームページをご確認ください 対象労働者1人につき48万円 助成金の詳細につい JEEDホームページから、 あらかじめ無期雇用転換計画書を提出 7 (中小企業以外 各コース JEED

65歳超継続雇用促進コース 図表 1 定年の引上げまたは定年の廃止、継続雇用制度の導入

措置内容	65歳への 定年の	66〜69 定年の		70歳以上 への 定年の	定年の 定めの	66~69歳 への 継続雇用の	70歳以上 への 継続雇用の
対象 被保険者数	引上げ	5歳未満	5歳以上	引上げ(注)	廃止 ^(注)	引上げ	引上げ(注)
1~3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4~6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円
7~9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円	60万円	100万円

⁽注) 旧定年年齢、継続雇用年齢が70歳未満の場合に支給します。

65歳超継続雇用促進コース 図表2 他社による継続雇用制度の導入(上限額)

措置内容	66~69歳への継続雇用の引上げ	70歳以上への継続雇用の引上げ(注)
支給上限額	10万円	15万円

申請事業主が他社の就業規則等の改正に要した経費の2分の1の額と表中の支給上限額いずれか低い方の額が助成されます。対象経費については申請事業 主が全額負担していることが要件となります。

(注)他の事業主における継続雇用年齢が70歳未満の場合に支給します。

図表3 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者雇用管理整備措置の種類	支給対象経費
高年齢者に係る賃金・人事処遇制度の導入・改善	
労働時間制度の導入・改善	●高年齢者の雇用管理制度の導入等(労働協約または就業規則の作
在宅勤務制度の導入・改善	成・変更)に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントと の相談に要した経費
研修制度の導入・改善	1,000,100
専門職制度の導入・改善	●上記経費のほか、左欄の措置の実施にともない必要となる機器、 システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費(計画実施期
健康管理制度の導入	間内の6カ月分を上限とする賃借料またはリース料を含む)
その他の雇用管理制度の導入・改善	

一局齢者雇用促進等のためのその他の助成金

を減少させた場合の「高年齢労働者処遇改善促進助成金」があります。いずれも都道府県労働局やハローワークが支給窓口となります 難者コース)、 当機構(JEED)の「65歳超雇用推進助成金」のほかにも、高齢者を雇用した場合の「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困 (成長分野等人材確保・育成コース)」、高年齢労働者の賃金の増額などを行い、高年齢雇用継続基本給付金の受給総額

編集部

(特定就職困難者コース) 特定求職者|雇用開発助成金

方です。
この助成金の対象となる高齢者は、6歳以上の切り一クなどの紹介により、継続して雇用する労り一クなどの紹介により、継続して雇用する労りです。

30万円を2期に分けて15万円ずつ)支給されます。40万円を2期にわけ20万円ずつ(中小企業以外は中小企業が短時間労働者を雇用する場合は、

(成長分野等人材確保・育成コース)特定求職者雇用開発助成金

【成長分野】と【人材育成】の二つのメニューがあり、【成長分野】と【人材育成】の二つのメニューがあり、【成長分野】は、未経験の就職困難者を、ハローワークなどの紹介により雇い入れて、「成は、未経験の就職困難者を、の紹介により雇い入れて、人材育成や職場定は、未経験の就職困難者を、の紹介により雇い入れて、人材育成】の二つのメニューが支給されます。

コースの1・5倍の助成金が支給されます。いずれも特定求職者雇用開発助成金のほかの

高年齡労働者処遇改善促進助成金

賃金規定等)を増額改定し、高年齢雇用継続基賃金に関する規定または賃金テーブル(以下、60歳から64歳までの高年齢労働者に適用される就業規則や労働協約の定めるところにより、

て支給されます。 本給付金の受給総額を減少させる事業主に対し

率を乗じた額となります。年齢雇用継続基本給付金の減少額に以下の助成年齢雇用継続基本給付金の減少額に以下の助成

・2/3(中小企業以外は1/2)

(注) 100円未満切り捨て



またはハローワークへお問い合わせください。それぞれの詳細については、最寄りの労働局

※次のアとイが該当します

(データサイエンティストにかぎる)に該当する業務ア「情報処理・通信技術者」または「その他の技術の職業

(脱炭素・低炭素化などに関するものにかぎる)イ「研究・技術の職業」に該当する業務

集中連載

教えてエルダ先生! こんなときどうする?

Season 2

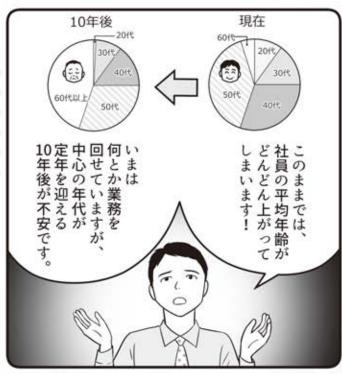
マンガで学ぶ 高齢者雇用

第4回 人手不足が続き、10年後が不安です!











★ このマンガに登場する人物、会社等はすべて架空のものです

教えてエルダ先生! こんなときどうする? (Season 2





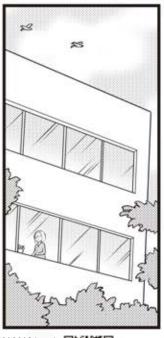












『エルダー』 2022 年 8 月号「マンガで学ぶ高齢者雇用」 https://www.jeed.go.jp/elderly/data/elder/202208.html

















※ 内閣府「令和4年版高齢社会白書」より https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html

教えてエルダ先生! こんなときどうする? Season 2



コフレックスタイム制度

日々の始業・終業時刻を 労働者自身が決めることが できる制度



②在宅勤務制度

自宅で働くことが できる制度



③短日勤務制度

1週間あたりの勤務日数を 減らして働く制度

日月火水木金土 休○休○休○休



4 短時間勤務制度

1日あたりの勤務時間を 短縮して働く制度

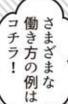


⑤副業・兼業

本業とは別に仕事を かけもちをして働く制度























解説

教えてエルダ先生! こんなときどうする? Season



第4回 人手不足が続き、10年後が不安です!

少子高齢化などの影響により、人手不足や採用難を実感している企業は少なくないので はないでしょうか。会社の継続的な発展・成長のためにも、業務にまつわる知見やノウハ ウの次世代への継承は欠かせませんが、そんなときにこそ活用したいのが、高齢社員。業 務に精通した高齢社員の雇用を延長することは、業務の円滑な遂行はもちろんのこと、実 は人材採用の課題を解決することにもつながります。

高齢者雇用のポイント 内田教授に聞く

高齢者が長く働ける職場環境を整えることが 意欲ある人材の採用を容易にする

少子高齢化が進む日本では、若手にかぎらず働き手の確保がこれからむずかしくなります。高齢 者雇用に取り組むことで、企業は現在の人手不足に対処できるだけではなく、中長期にわたって安 定的に人材を採用できる仕組みがつくれます。

いま働いている人たちの定年や定年後再雇用の上限年齢を延長するか廃止すれば、経験豊かなべ テランをより長期にわたって活用できます。そうすることで社員の安心感は高まり、会社へのいっ そうの貢献も期待できます。[新規採用がむずかしいのにベテランが来年いなくなってしまう]、「数 年後の人手不足が心配」といった悩みが解消されるでしょう。とはいえ、単なる定年廃止や延長で は期待した効果を十分には上げられません。マンガにあるように高齢社員の体力や五感の低下に対 応した職場環境や設備の工夫、意欲を高める人事評価や処遇制度の構築、短日数・短時間勤務など 高齢社員のライフスタイルに合った働き方の提供が欠かせません。

一方、定年廃止や延長は、若手・中堅社員の採用や定着に関して長期的効果も生みます。高齢者 雇用に取り組む過程で高齢社員が働きやすい職場や作業環境が実現しますが、これは若手や中堅、 子育て中の社員にも歓迎されます。また、勤務時間が柔軟な会社に魅力を感じる人々は若手を中心 に多いのではないでしょうか。長く働ける会社は働き手を引きつけます。ある企業では定年延長に よって社外から経験豊かな人材を多数獲得できました。その多くは地場で同業の60歳定年企業から の定年退職者や転職者だったそうです。

高齢社員はもちろんのこと、これから高齢期を迎える社員の意見や要望を丹念に聴き、職場環境 の改善に加えて個々人の状況に即した働き方のメニューを用意する、これらの取組みによって会社 の評判が高まり、少子高齢化時代でも意欲ある人材の採用を容易にします。

プロフィール

内田 賢 (うちだ・まさる)

東京学芸大学教育学部教授。

「高年齢者活躍企業コンテスト」審査委員(2012年度~)のほか、「70歳までの就業機会 確保に係るマニュアル作成・事例収集委員会」委員長(2020年度~)を務める。

江戸から東京へ

[第128回]

自他ともにチエを認める 松平信綱

まわりでもホメるチエ者

ろホメられました。 りから憎まれませんでした。むし います。そのため、この人はまわ に世の中のために役立てた人物が 工者だ」と認め、そのチエを大い め、本人も、「たしかにオレはチ チエのあるヤツの鼻の頭がドンド エのあるヤツに注意した言葉です。 使うて鼻の頭を低くするように」 ン高くなったからでしょうね。 江戸時代の学者が門人の少しチ その人の名は松平信綱。若いこまったいのがっな 「チエのある者は、そのチエを しかし、まわりもそのチエを認

が伊豆守だったので、人びとは、 ^チエいず、と呼びました。 あるとき江戸城で火災が起こ

ろからチエがあり、幕府での官名

ぎです。そこへ小姓(秘書)の信 綱がとびこみ、大声でこういいま り、大奥でキャーキャー騒ぎが起 こりました。仕える女性たちの騒

ちついて」 きました。それを辿ってください。 庭へ逃げられます。くれぐれもお ミを一枚ずつひっくりかえしてお となりの部屋からまんなかのタタ 「みなさん、お騒ぎにならずに。

さらに名はあがりました。 す。それにイケメンでしたから、 チエの評判はたいへんなもので た。その後、町から火が出ました。 んな無事に助かりました。信綱の (埼玉県) の城の城主になりまし チエを重ねて大名になり、川越 侍女たちはそのとおりにし、み

童門 冬二

作

|川越を不燃都市にしよう|

訪れています。 の白壁の倉には観光客がたくさん たくさんつくりました。いま、そ といって現在も残る白壁の倉を

さらにチエを発揮

です」 さっそく大会議です。 えてしまいました。老中たちは 「なによりも天守閣の再建が急務 火災になり、江戸城の天守閣も燃 (大臣)になりました。 江戸が大 信綱はさらにチエを重ねて老中

す。理由は、 賛成です。ところが信綱は反対で という、ある老中の提案にみな

り被災者の復興手当にまわしま はありません。そんなシンボルよ です。いまは平和な世の中で合戦 「城の天守閣は合戦のシンボル

は相変わらずチエ者だ、とみんな なるほどそのとおりだ。松平殿

> 多く訪れますが、観られるのは土 台の石だけで天守閣はありませ も賛成しました。いまも観光客が

いらない」 「平和な世の中に、そんなものは

のチエによるものです。 といった信綱の約三百六十年前

けっして、 たが、そのチエをすべて世の中の も「オレはチエ者だ」と思いまし ″チエいず″といわれ、かれ自身 残っています。かれはまわりから 都市にし、そのいくつかはいまも ために使ったために学者からも 信綱のチエはさらに江戸を防火

「鼻の頭を低くしろ」 臣)になりました。 最後は、老中筆頭(いまの総理大 などとはいわれませんでした。

はキリシタンです。 因は増税です。しかも一揆の大半 で農民が一揆を起こしました。原 そんなときに九州の島原・天草

幕府はすぐに鎮圧のために九州

ました。

せん」 う。みなさん、ご自分の身で考え 員された大名はみな二十万石、三 の小名の命令はきかないでしょ 十万石の大名ばかりです。一万石 「総大将の格が低いからです。動 「なぜいうことをきかぬのです?」

に対して、 た。一人ひとりが信綱のいうこと そういわれて列席者は考えまし

名を副大将にして、本当に九州に

行ってしまいました。有言実行で

な)と感じたのです。 名なんかの命令なんかきかない

の小大名、副大将は三千石の中堅 旗本です。信綱はすぐ意見を出し を派遣しました。総大将は一万石 の大名を動員し、総大将と副大将

「これでは鎮圧できません」

「なぜです?」 「九州の大名がいうことをききま

てはいかがですか?」

だな) (なるほど松平殿のいうとおり

す。

と思いました、つまり (たしかに自分なら一万石の小

そこでみな

格が上の旗本にして」 「私が行きます。副大将ももっと おりです。で、どうなさいます?」 「松平殿、たしかにおっしゃると

「え!」

す。そんなことをしたら、現地で ろの信綱は老中格(老中〈大臣〉 と同じ扱い)になっていたからで みなビックリしました。このこ

「まさか!」 「私がいい出したことです。戸田 さん、ご同行ください」 と思うでしょう。 と、十万石の石高の仲のよい大 ところが信綱は笑って、

です。さすがの猛者大名たちも りの側近、チエいず、のお出まし 軍(三代目家光)最大のお気に入 もう文句はいえませんでした。 現地では驚きました。いまの将

面談を重視して適性を見極め 定年後も本領発揮の活躍促進

企業プロフィール

(高知県南道市) 株式会社フタガミ

- 1967 (昭和42)年 ▶創業
- ホームセンター・カー用品専門店・ペットショップなどの小売業、住宅建築 事業、木工事業、ガーデニング事業
- ▶従業員数 601人(うち従業員数345人) ※グループ従業員数

(60歳以上男女内訳) 男性(50人)、女性(49人) (年齢内訳) 60~64歳 51人 (8.5%) 65~69歳 21人 (3.5%) 70歳以上 (4.5%)27人

▶定年・継続雇用制度

定年60歳。希望者全員65歳まで再雇用 以降は会社が認めた場合に年齢上限なく継 続雇用。最高年齢者は木材加工担当の86歳



本社社屋

割を超え、四万十川に代表される清流が流れる自 の四国山地がそびえます。 気風として特徴づけられています の猛威にさらされる風土で、 然豊かな地域です。温暖な気候に恵まれ、 にみても年間日照時間が長い一方、 北部には四国を東西に貫く標高1000 森林面積は県の面積8 これも明るく豪快な たびたび台風 全国的 m 級

高知県は太平洋に面した細長い扇型の地形を有

さんは、

特定社会保険労務士の資格を持ち、

同支部で活躍するプランナーの一人、

秀昭課長は、 ように説明します。 JEEDの高知支部高齢・障害者業務課の笹島 リロー 県の産業と支部の取組みについて次

ガミを訪れました。

くりを提案することで、

ランスコンサルタントの肩書きを持ち、

わせて制度提案を行っています 制度化されていないケースが見受けられるため、 実態として高齢者が現役で長く働いているものの 高齢者を含めた従業員や事業所の将来のことをあ 「医療関係や社会福祉法人の事業所数が多く、

(JEED)の70歳雇用推進プランナ 「プランナー」) の協力を得て 労務担当

当機構 。 以 下、 そして活き活きと働く高齢者本人の声を紹介します。 高齢者雇用に理解のある経営者や人事 このコーナーでは、 都道府県ごとに

第133回

高知県

高

心豊かな暮らし」をプロデュース

作販売会社としてスタートしました。時代の移 前身の株式会社二神木工を設立し、 株式会社フタガミは、 1 9 6 7 (昭和42) 木製建具の製 年に

労務管理の専門家として地域の企業の成長と豊か なぐ架け橋となるべく働きかけを行っています。 らも従業員一人ひとりが能力を発揮できる会社づ さをサポートしています。また、ワーク・ライフバ 今回は、寺本プランナーの案内で株式会社フタ 企業と従業員の双方をつ その見地か 寺本静代 ※「65歳超雇用推進プランナー」の名称が、2023年4月から「70歳雇用推進プランナー」に 変わりました

高知県南国市



寺本静代 プランナー

アドバイザー・プランナー歴:13年

[寺本プランナーから]

「訪問前には事前に企業の情報を収集して、 訪問時には企業にお話ししていただきやす い雰囲気をつくることを心がけています。

企業の貴重な時間をいただいているので、つねに訪問 企業の役に立つ情報を提供できるように努めています」

高齢者雇用の相談・助言活動を行っています

- ◆高知支部高齢・障害者業務課の笹島課長は寺本プランナーに ついて「『一人ひとりがその人らしく働く職場環境を目ざす』 をモットーに、特定社会保険労務士として地域に密着して幅 広く活躍されています。JEEDの活動においては訪問事業所 の状況を的確に把握したうえで、高齢者も含めた働く人々が 安心して長く働くための条件整備や、高齢者のモチベーショ ンの維持や役割発揮といったポイントからの助言が多く、事 業所から厚い信頼を得ています」と話します。
- ◆高知支部高齢・障害者業務課は、JR高知駅からとさでん交 通桟橋線の桟橋通四丁目駅で下車し徒歩3分の場所にありま す。観光名所である、はりまや橋へのアクセスも便利なとこ ろに立地しています。
- ◆同県では、5人の70歳雇用推進プランナーが在籍しています。 2022 年度は制度改善提案 70 件を実施しました。
- ◆相談・助言を無料で行います。お気軽にお問い合わせください。

●高知支部高齢・障害者業務課

住所:高知県高知市桟橋通 4-15-68 高知職業能力開発促進センター内

電話: 088-837-1160

事業を展開。さらに近年はホームセンター事業を と変わらない思いは『高知県民になくてはならな をプロデュースしてきました。会社設立以来、ずっ にかかわるさまざまな小売店を運営しています。 品専門店5店舗、ペット事業部など、人々の生活 展開し高知県内にホームセンター17店舗、 変わりとともに業容の幅を広げ、 局知県の『いえとにわ』、 執行役員総務部部長の西森鉄平さんは「当社は そして心豊かな『家庭』 木工、住宅建築 カー用

い企業になる』ことです。この思いは、 DIY実技研修もあります。そして、日々の業務 はありません。そのため、 100年企業を目ざしていくうえで、 を通して、地域に根づいたネットワークを若い世 には高齢従業員の豊富な知識と技術を継承すべく にものぼる多様な研修を実施しており、 接客研修や実践研修、商品勉強会など、 入れています。外部研修のほか、社内研修として 人財育成には特に力を 変わること これから そのなか 年間50回

きる職場づくりを目ざしています」と話します。

代につないでいき、

幅広い年代の従業員が活躍で

技術と組織風土の継承役こそ高齢従業員

じめ、 ルはほかに代えがたい価値があります」(西森部 限なく継続雇用をしています。「熟年技術者をは 種にかぎらず希望者全員を65歳まで再雇用し、65 歳以降も業務上特に必要と認めたときは年齢の上 の各年代がほぼ均等の割合で構成され、年代バラ ンスが抜群の同社。 「10·20代」、「30代」、「40代」、「50代」、「60歳以上」 と評価し、 高齢従業員の長年つちかわれた経験やスキ 再雇用および継続雇用してきた実 定年年齢は0歳、事業部や職



西森鉄平執行役員総務部部長

績が年代構成でも光ります

施策に反映させています」(西森部長) 施策に反映させています。年一回実施する面談でションを重視しています。年一回実施する面談でとれは従業員のモチベーションアップにつながりこれは従業員のモチベーションケートでは、仕事のさけ、仕事のやりがい、あわせて職場環境についました。自己採点方式のアンケートでは、仕事のでの生の声を募り、本人のキャリア形成や会社のでの生の声を募り、本人のキャリア形成や会社のでいます」(西森部長)

表本プランナーは2021 (令和3) 年4月に 寺本プランナーは2021 (令和3) 年4月に 寺本プランナー)

を聞きました。得意分野の仕事に打ち込む二人の高齢社員にお話得意分野の仕事に打ち込む二人の高齢社員にお話、今回は、定年後も職場で中心的な立場を任され、

DIY実技研修の社内講師として熱心に指導

ざして指導しています」と、西岡さんは意気込み いることが伝わってきました。 の合格を果たせなかった若手がいたとか。「これ ります。試験を受けるからには全員一発合格を日 り、実技については86歳の高齢従業員が中心となっ います。年一回実施される試験は筆記と実技からな 得を推進し、これまでに、のベ111人が合格して ザーの資格を取得しました。現在はDIY実技研 の技術を身につけ、入社三年目でDIYアドバイ を語ります。しかし、いままでに一人だけ初回で て研修を行い、西岡さんらとともに指導してきま センター協会が行うDIYアドバイザーの資格取 ています。同社は一般社団法人日本DIY・ホーム 修の講師として、検定に臨む若手従業員を指導し て37歳のときに販売員として入社し、独学で大T ように悔しがる表情からは、心底熱心に指導して が悔しくて悔しくて」とまるでいま起きたことの して世代交代となり全面的に指導を任されました。 したが、2023年度から西岡さんにバトンタッチ ノコギリやノミを使うので、研修で学ぶ必要があ 西岡幸則さん (9歳) 「実技の試験は、 普段機械を使うような作業で はものづくり好きが高じ

講師の仕事以外に、店舗の什器、防災教室で使

社内研修で DIY 資格試験 対策の実技指導をする 西岡幸則さん (右)

るようです。のこと。これが仕事を楽しむポイントになってい以上のもの、自分がつくりたいものをつくる」と以上のもの、自分がつくりたいものをつくる」と以上のもの、自分がつくりたいものをつくる」といいよいでは、

作を依頼しています」と絶賛していました。 でと思います。きちんとした性格から什器の作いでは『こんな人材がほしい』とうらやましがられ、 は『こんな人材がほしい』とうらやましがられ、 は『こんな人材がほしい』とうらやましがられ、 がの妻はすっかりファンになってしまい、よく制 がの妻はすっかりファンになってしまい、よく制 がの妻はすっかりファンになってしまい、よく制 があませずっかりファンになってしまい、よく制 があませずっかりファンになってしまい、よく制 があませずっかりファンになってしまい、よく制 があませずっかりファンになってしまい、よく制 があませがられ、「西岡さん

西岡さんに職場の働きやすさについて聞くと、

のもうれしいですね」と答えてくれました。各店舗にいて、立ち寄った際には、会話ができるスなく働けるところもよいですね。また教え子が業の時間に充てています。年齢を重ねてもプレッ業の時間を早められるので、朝早く出社して作「出社時間を早められるので、朝早く出社して作

県全域で防災活動を展開し、啓蒙活動に邁進

ことですので、小学生でもわかりやすいように教 司さん (3歳) は防災士の資格を持ち、フタガミ 年に店舗のイベントとして始まった防災教室の実 が何よりうれしいです」とやりがいを語ります。 材をつくってきました。『防災教室ができてよかっ 災教室を目ざしてきました。「人の命にかかわる を活用して模型や教材を企画し、理解しやすい防 の課題となっています。楠瀬さんはDIYの知識 されている地域。巨大地震の防災対策強化が喫緊 きるプログラムは評判を呼び、2005 (平成力) た』、『ありがとう』という言葉が直に聞けること を務めています。高知県は南海トラフ地震が危惧 防災教室や企業・団体・地域の自主防災会の講師 防災アドバイザーとして県内の小中学校・高校の 施回数は、この18年で800回を超えました。 「防 ホームセンター部販売促進課に所属する楠瀬淳 わかりやすい実演があり、災害の擬似体験がで

いい』といってもらえるまでになりました。つねいい』といってもらえるまでになります。活動はれ、売り場に反映されることもあります。活動はれ、売り場に反映されることもあります。活動は社外にも知られ、同社は県内11市町村と防災対策社外にも知られ、同社は県内11市町村と防災対策社外にも知られ、同社は県内11市町村と防災対策とサラリと述べる楠瀬さんですが、後進としてととサラリと述べる楠瀬さんですが、後進としてともに防災教室でアドバイザーを務める岡林哲史さんは「楠瀬さんはとにかく熱意がすごい人です」と評します。「セミナーのマニュアルを一から開た計します。「セミナーのマニュアルを一から開た」といってもらえるまでになりました。つねい。

す」と話す語気にも力がこもります。瀬さんがいてくれるだけで本当に助かっていまが必要な仕事の相談やアドバイスがもらえて、楠談できる雰囲気があって、知識だけでなく応用力談できる雰囲気があって、知識だけでなく応用力に防災対策について勉強していて、新しい知識を

え、さらに気持ちを引き締めていました。防災を広げるために『新化』していきます」と答事ができるのがよかったと思います。これからもなかったでしょう。気質に合わせて伸び伸びと仕なかったままに動く仕事だったら自分には合っていされたままに動く仕事だったら自分には合ってい

性を示唆しました。 ると思います」と述べ、 ほか、社内の設備改善が今後の課題にもなってく 用創出は事業存続にもかかわってくるでしょう。 の給与体系や評価制度など新たなルールづくりの そうした課題に対し、当社においてもシニア世代 約半数を占めるといわれており、シニア世代の雇 高齢社会に直面しています。20年後に65歳以上が ました。「高齢従業員がそれぞれの能力・技術・ア ら制度改善の支援をしていければと考えています」 ためて感じました。今後、先進事例を紹介しなが イデアを大いに発揮し楽しく働いていることをあら 寺本プランナーは取材を終え、次のように述べ 西森部長は「高知県は他県と比較しても、超 将来の高齢者雇用の方向 (取材・西村玲



第 83

涯現役で くとは

星野孝治さん(73歳)は、外資系企業でガソリンスタンド施設の管理や 営業職などに従事してきた。現在は、地元の会社に勤めながらさまざまなボ ランティア活動に参加するなど、多忙な日々を送る。「シニアががんばること で周囲を元気にしたい」と願う星野さんが、生涯現役で働き続ける極意を語る。 株式会社

野

門をアウトソーシング(外部委託)すること 選択しました。退職後はしばらく知人の仕事 来の姿が見えたような気がして迷うことなく なり、プラントや企画の仕事を担当し、営業 されました。それから約10年後、本社勤務と を手伝っていましたが、前職の会社が施設部 石油会社の合併が急速に進むなか、会社の将 のは、仕事そのものへの不満ではなく、当時、 実した日々でした。50歳で早期退職を選んだ まざまな出会いのなかで学ぶことも多く、 リングなどをするのがおもな業務であり、 ンスタンドの営業は販売店に経営のカウンセ 配属されたときはうれしかったです。ガソリ たとき早期退職しました。 び施設の現場管理の仕事に戻り、50歳になっ 部門にも約10年かかわりました。そして、再 ガソリンスタンド施設の現場管理部門に配属 の石油元売り会社に就職しました。入社後、 営業の仕事は以前から興味があったので、 充 さ

▶ 与えられた場所で全力を尽くす

校を卒業後、建築関係の大学に進み、 私は埼玉県川口市の生まれです。地元の高 外資系

> 事業主として8歳まで働きました。 主として契約更改をしました。以後は、 大幅に減額されるため、 その会社の規定では、 60歳になると給料が 話し合って個人事業

調は淡々としつつも、強い意志で自らの運命 気にあふれている。これまでの歩みを語る口 を切り開いてきたことが想像できる。 星野さんは背も高く、筋肉質で精悍な雰囲

人生は出会いの連続

見方をするのだと愕然としました。 野さんにはむずかしいかもしれませんね」と 事を紹介してくれる方は、年齢を考慮してか ず民間の派遣会社に登録してみたものの、仕 でしたから、いち早くパソコンの技術は身に 頭から決めつけます。外資系の施設管理部門 がだんだん苦痛になってきました。とりあえ すことが大好きな私は、ずっと家にいること はその状態を堪能していましたが、体を動か つけていましたが、人は年齢だけでこういう 「エクセルが使えることが前提ですから、 68歳で自由な時間を手に入れて、しばらく

進協議会のことを知り、 でした。そのとき、窓口の担当者の方が ねました。2019 次のステップアップを思い悩んでいたと 偶然、地元千葉県にある柏市生涯現役促 (令和元) 年6月のこと 思い切って窓口を訪

なるのですから人生のめぐりあわせとはおも 石油会社にいたときと同じ業務を行うことに

しろいものです。

声がかかり、社員に採用されました。

になり、その外部委託された外資系会社から

生涯現役で

現在の勤務先であるクリエすずき建設と出会 明るくなりました。そして、2カ月後には、 をかけてくださったのです。目の前がパッと 朝礼では、その日の仕事の目標などをそれぞ ます。私のおもな仕事は事務一般で、データ 月の就業希望日を出してフレキシブルに対応 齢に関係なく働ける企業がありますよ」と声 アップを目ざせることに感謝しています。 かにも緊張感があって、みんなでステップ れが発表することもあり、温かい雰囲気のな 入力やSNSを使っての情報提供などです。 してもらえるため、計画的に予定が立てられ 時までの勤務ですが、就業日は毎月20日に翌 きやすい職場です。私は週2日、9時から15 が、70歳前後の従業員も3人いる高齢者が働 フは8人。若い世代が活き活き働いています ト事業を展開する住宅建設の会社で、スタッ いました。住まいづくり事業や暮らしサポー

野さん。大車輪の活躍が始まる。一つに地域貢献があった。就業日ではない日一つに地域貢献があった。就業日ではない日は、訳がある。星野さんのやり残したことのは、訳がある。

*地域に恩返しを

と同時に、草加市に転居しました。その3年後、埼玉県川口市で生まれた私は、27歳で結婚

ずき建設での就業日以外に活動ができるの 連事業所「花いちりん」に加入し、5月から 紹介され、セミナーに参加、翌7月に福祉関 係のボランティア活動をやってみたいと相談 の窓口を訪ねた際、仕事の話と同時に福祉関 ら地域に恩返ししたいと思い続けてきました。 話になったこともあり、 訳なく思っていました。母が介護施設でお世 市は第二の故郷ですが、ずっと仕事に忙殺さ 千葉県柏市に移り、いまに至っています。 で、ありがたいと思っています。 お手伝いをすることになりました。クリエす 11月の間、 しました。すると「福祉の仕事セミナー」を れて地域と向き合ってこなかったことを申し 2019年6月に柏市生涯現役促進協議会 週1回高齢者宅の雑草駆除などの 自由な時間ができた

柏市社会福祉協議会「さわやかサービス」の相市社会福祉協議会「さわやかサービス」の上級技術の上のでは、台風15号が房総半生活支援サポーターの認定証も取得しました。折しも同年9月には、台風15号が房総半生活支援サポーターの認定証も取得しました。折しも同年9月には、台風15号が房総半生活支援サポーターの認定証も取得しましました。さらに、被災地に駆けつける人たりました。さらに、被災地に駆けつける人たりました。さらに、被災地に駆けつける人たりました。さらに、被災地に駆けつける人たりました。近半年が進まない様子を目のあたりにして、小型が進まない様子を目のあたりにして、小型を適切に人員配置できるよう災害が進ませい。

r 。 極的にお手伝いさせてもらおうと思っていま 協力会員に登録、私にできることがあれば積

人生を楽しむ達人を目ざして

二倍楽しくなるような気がします。 本語味の旅行に加え、昔から松任谷曲実さんと桑田佳祐さんの大ファンで、チケットの入りで、お目当ての立川志の輔さんの落語会は欠いっています。コロナ禍の影響で音楽活動がいっていません。好きなものがあると人生がかしていません。好きなものがあると人生がかしていません。好きなものがあると人生がかしていません。好きなものがあると人生がかしていません。好きなものがあると人生があると人生がある。

をしっかり歩いていこうと思います。 場所がちゃんとあるからであって、働き続け場所がちゃんとあるからであって、働き続けるためには心身ともに健康でありたいと、毎度はスポーツジムに通い筋トレで汗を流しています。仕事だけに追われていた日々と比べると、いまは一番充実した日々を過ごしていると、いまは一番充実した日々を過ごしていると、いまは一番充実した日々を過ごしていると、いまは一番充実した日々を過ごしていたの感じてもらえるような元気なシニアでいたと感じてもらえるような元気なシニアでいたと感じてもらえるような元気なシニアでいたと感じてもらえるような元気なシニアでいたと感じてもらえるような元気なり、過き続け場所がちゃんとあるからであって、働き続け場所がちゃんとあるからであって、働き続け場所がちゃんとあるからであって、働き続け場所がちゃんとあるからであって、働き続け場所がちゃんとあるからであって、働き続け場所がちゃんとあるからであって、働き続け場所がちゃんとあるからであって、働き続け場所がちゃんとあるからであります。

シニア社員のための

賃金制度の

株式会社プライムコンサルタント 代表

従来型のヒト基準の日本的人事制度が制度疲労を起こし、年齢や性別を問わず人材が 活躍できるシンプルな雇用・人事・賃金制度に対するニーズが高まっています。今回は、 正社員の年功的な賃金カーブを合理的に修正する役割給のコンセプトと、定年後再雇用 にジョブ型賃金を導入する道筋を紹介します。

中心に、

給率の

なかで個別の賃金を決め、

クしたり、そもそも評価を省く会社も少なくあ 小さい職務給(ペイ・フォー・ジョブ)を使います。 ス職などは時給制を適用 シません。賃金は上位グレードの仕事に変わら 金額を適用するシングル 価 は仕事のでき具合を○×式で簡単にチェ い下位等級のブルーカラーや販売・サー レー グレ トや、 ードごとに単 レンジ幅

ない

かぎり早く頭打ちになり、

仕事がなくなっ

本 ままでは で は . ∃ は使えな ブ 型賃

(8)

3 @

役割給の導入と定年後再雇用制度の

再

設

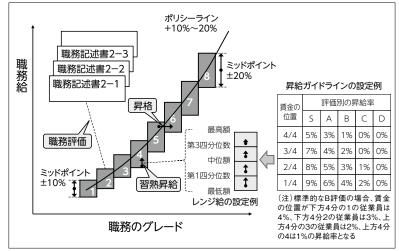
その 会は

表1の

熟するまでの所要年数を想定して設定します。 限のバンドを設定します。 会社が定めた賃金水準の「ポリシーライン」 れる賃金管理手法が普及しています。これ 最低額の比率(%)で表し、その仕事に十分習 イメージのような範囲給(レンジ給)と呼 ガイドラインを用いて毎年の昇給を行 レンジはポリシーラインに対する最高額 ブ型賃金の本家であるアメリカ 職務のグレードごとに賃金の上限・ 仕事の個人差が少なく昇進機会 図の右側のような昇 その幅 (レンジ) 図

図表1 職務給の設計イメージ

般的には、



© 株式会社プライムコンサルタント 禁無断転載

たり、 なります。 他方、昇進機会の少ない上位等級のホワイ 職務不適格と判断した場合は契約解除と

ジョブ型 賃金制度のつくり方

給は辞職をうながすニュアンスも含まれます。 どの行動評価を実施し、 や実力、 な賃金待遇を行います。 績評価や、 カラー 、ます。 金のレ 専門職や管理職・ フォー 業績・ 評価 ンジ幅を大きくとる年俸制の成果給 リーダーシッ は目標管理 貢献度などの個人差を重視して パフォーマンス) が普及して 昇給ゼロやマイナス昇 昇降給を含めた弾力的 プやコンピテンシーな 経営職などは、 M B O に基づく業 専門性

更

ド

割当や配置・ づく職務給・ 賃金制度ですが、 ントにはなじみません。 務給はそれなりによく考えられた合理的な 成果給のままでは、 異動を行う日本的な人材マネジメ 担当する仕事が直接賃金に紐 柔軟な職務の

0

職務配置が制約され、 や賃金を入れてしまうと、 ンバ 権の範囲内で職務内容や配置を柔軟に決めるメ 専門職、 活躍を期待する一般の正社員には、 卒採用から始まって、 かしくなります。 日本では、 ここにジョブ型の職務を限定した労働契約 ーシップ型の人事慣行が標準となっていま 管理職のキャリア採用はともかく、 職種を限定した特定のワーカ その後の異動・転勤もむ 定年まで無限定の成長・ 採用時点から柔軟な 会社の裁量 りや 新

変われば変わったで、 が変わらなければ大きな昇給は望めず、 仮にジョブ型賃金で合意したとしても、 都度賃金が上がったり下 仕事が 仕事

> 帰属意識も保てません。 え、身分が不安定で安心して仕事に専念できず がったりという影響を受けます。 正社員とは

する必要があり、 l, ルの高いものになります。 会社も職務内容が変わる都度職務記述書を変 新たなグレードや賃金待遇を社員と合意 職務の変更や異動・ 転勤はハ

くいのが現状です。 レードに対応する市場賃金を客観的に把握しに 金を支給している会社が大多数を占め、 導入は人件費の増大を招きがちです。 そもそも日本では、 仮に把握できても、 年功や生活を考慮して賃 職務グ 職務給

ぎられます。 を上げられるのは、 レードの高い社員は賃金を上げねばなりません く設定されてきました。職務給を実施するとグ どは年功的な賃金相場のもとで比較的賃金を低 なぜなら、 「わが社は職務給だから」と気前よく賃金 これまで若年層や独身者、 経営に余裕のある企業にか

まりを招く結果になるのです※。 金の切り下げはむずかしく、 下げて社員は納得するでしょうか。実際は不利 なかにも、職務グレードの低い社員がいますし 益変更に抵触するリスクがあるダイレクトな賃 ・わが社は職務給だから」と他社よりも賃金を 他方では、 賃金 の高い中高年層や世帯主層の 当面 は賃金の高止

この連載では、 このような職務給の短所を解

> 消 処遇システムとして きる職能給の長所を組み合わせた混合型の賃 正社員の育成や人事配置に柔軟に対応で 「役割給」 を中心に説明

伸ばし、 ていきます 具体的な解説は次回にゆずります

女性な

9

が、

組織

賃金待遇を決めます。 割の相互関係に着目して、 という、 なかで人が役割を与えられ、 能力と仕事の相互関係、 成果責任を引き受けて実力を発揮する 実際の貢献に応じて キャリア・ キャリアと役 能力を

員をフレキシブルに処遇できる利点があります。 も容易に対応でき、 シップ型/ジョブ型を問わず複合的な雇用形態に の双方のよさを組み合わせた役割給は、 仕事基準の職務給・成果給と人基準の職能 習熟度や貢献度の異なる社 メンバー

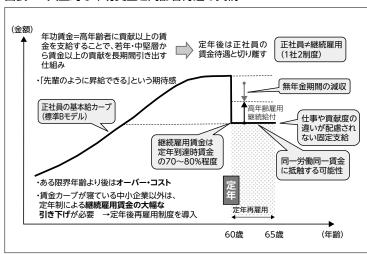
賃 高年齢者雇用 金待遇の 実情と課 確保措置に お け る

的な高齢者待遇の実情を図式化したものです。 社員の基本給カーブを表しています。 の典型的な年功賃金カーブと、)定年まで勤めあげる標準的な(Bモデル) 山なりの右肩上がりのグラフは、 义 表2は、 前 回も触れた日本の 65歳までの平: 60歳定年 新卒で入社 年企業 正 均

ら昇給 きが抑制され、 日本の年功賃金カーブは長年の間、 ・昇格を停止する企業が大半となって 現在では図のように55 。 歳前後 徐々に か 傾 11

これまで日本では、パートタイマーのほか、建設・輸送・海運などの一部の技能職種、医師やパイロ の正社員の賃金待遇とは切り離して職務を限定できる分野に職務給が導入されるにとどまっ

図表2 典型的な年功賃金と高齢者待遇の実情



© 株式会社プライムコンサルタント 禁無断転載

を

上

うに昇給できるはず」

と期

待を持たせ、

賃

金以

 $\overline{\mathcal{O}}$

貢献を長期間引き出す仕組みです

ます。 る2 条件の 雇 低下による高 0 縮 が、 0 開を は 高年齢者雇用継続給付などで補われてきました また2020 小されます。 団塊の 025年4月には、 避け 有期雇用労働法が施行され、 相違として、 理 活用を図りたい企業としては、 0 ず られ 由に低処遇とすることは、 世代全員が75歳以上の れにせよ60 0 ません。 齢者の収 人手不足のもとで、 (令和2) 無効とされる 。 歳以 これらの公的給付が 入減を無視できませ 0 年4月から 降 0 賃 後期高齢 金待遇 定 可 高齢 能性が 違法な労 年 公的 ·後の (の見 給付 \vdash 0) 廃

り ŋ させ

仕事や貢献度の違いが反映されな

Γク

固定的

うつ

慣習的は

に定年前賃

金の

60

% に

切

り下げた

の場合、

定年前と同じ仕事、

同じ働き方を

仕

事の

内容に

か

かわらず

律

25万円と決めた

制を堅持しつつ、

定年後は有期雇用として賃

待遇を70~80%程度に切り下げる定年後再

雇 用 金

度によって高齢者を雇用してきました。

は ま

別 す。

とし

あ

る年

齢

より

後は が

オ

バ

1

コス 企

定年

後

の収 を実施す

入減

在 業も

職老齡年

金や

雇

そ

れ て、

でも賃金カ

ブ

?寝て

11

る中

小

業

賃

見金待遇

す

る企 ば

少なくあ

卜

述)

になるため、

企業の

多く

は

60歳定

0 な ぜ 0 定 0 年 延 0 長 は 0 む ず 0 か

ഗ

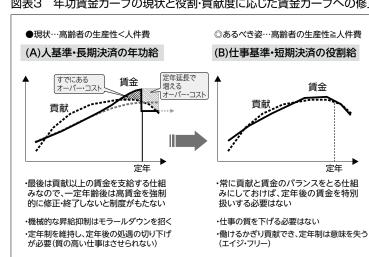
0

(0)

分たちも先輩を見習って仕事をすれば先輩 一の賃金を支給することで 対比したものです |者を含めて常に 年 功賃金とは、 する仕事基準 一する従 は、 来型の 高齢 簡単 著の 人件費と生産性を均衡させよ 年功賃金カー 短 生産 に **湖決済** 11 性を上 えば 、若年・ の役割 高齢 ブ A 中堅層に 口 る人 者に貢献以 給 В 八件費 \dot{O} 高 لح が

りませ 開保 か 者とな À 有期 あ タ

図表3 年功賃金カーブの現状と役割・貢献度に応じた賃金カーブへの修正



© 株式会社プライムコンサルタント 禁無断転載

以降は、 強固 ます。 5 に定年延長分だけ人件費のオー なる賃金のオーバ 大幅に増 この み、 定年延長を行えば、 ただし な その防壁として、 人件費 ような典型的 律退職 中高年層の生産性より 左側 加することが明らかです 全体 Α jί の費用 0 ル な60歳定年の 図 コスト が不可欠になるわ 図 のように、 対効果が著 定年齢以 A (斜線部分) 0 É バ 斜] 会社が無理 人件費が あ 上は雇わな 線 しく低下 る限界年 部 が急に膨 コ けです 0) ス よう 1 高 が

「ジョブ型|賃金制度のつくり方

中堅層の不満・ 要なポストを占有し続ければ、若手社員は昇進 くくなります。賃金の抑制や人事の停滯は若年 昇格が遅れ、 加えて、 定年を延長し、 先輩の賃金にますます追いつきに 離職に直結する恐れが大です。 力のある高齢者 が

定年延長にふみ切ることは容易ではありません。 す雇用・人事秩序そのものといってよく、特に賃 中堅層を育成・登用し、 めをかけ、 金カーブが立っている大企業が定年を廃止したり 60歳定年制は、 かし、 高齢者の代わりに伸びしろのある若年 定年後再雇用の賃金を機械的に下げ 年功的な人件費の増大に歯止 組織の新陳代謝をうなが

せん。 等待遇の原則に照らしても、 え込む結果になってしまいます。 かに低下 雇う側も高齢者の仕事の質を落とさざるを得ま イム・ るやり方では、 れる環境とは程遠いものがあります。 そのため、 有期雇用労働法に示された均衡待遇 なかには不満を抱えた高齢者を抱 高齢者が活き活きと働き続けら 定年を境に仕事の意欲が明ら 賃金を下げる以上 パートタ

ジョブ型の継続雇用賃 正社員に役割給を導入、 金を適用 定年後 ĺ

大の に働く人の貢献と会社が払う賃金のバランスを な雇用 決め手は、 性別を問わず人材が活躍できるシンプ 人事を実現するシナリ 正社員に役割給を導入して、 イのなかで最 常

> 曲線 正する道が開けます。 金カーブを、 ことです。 (点線) これにより、 にフィットする賃金カーブへと修 図表3右側(B) 従来の属人的な年功賃 の貢献度を表す

務給などはこうした実態に近いといわれています 貢献し、 このような仕組みであれば、 図表4は、 定年制もやがては意味を失います。 働きに応じた賃金待遇を受けることがで ひとまず現実的な60歳定年制のも 人は働けるかぎり 欧米の職

ました。 左の扇状の山なりに昇給する5本の太い実

は、

3本目の実線の新標準Bモデルを中心に、 ています。 ぎている中高年層の賃金カーブを徐々に抑制 て役割給が徐々に分岐・分散していく様子を表 します。 [的に引き上げ、 ーの実線のように役割と貢献度の違いに応じ 定年までの正社員の役割給の展開を示し この例では、 その分、 若手~中堅層の賃金を意 年功的に高くなり

ごとの労働契約書により、

職務内容と働き方に

契約更改の都度再

応じた再雇用賃金を確認し、 雇用賃金を見直していきます。

用にあわせたジョブ型賃金を適用します。

ブルを準用し、

短期決済型の職務限定の有期

定年後再雇用者には、

正社員の役割給のテ

、ウが、すでにかなりの企業で運用されています。

価を通してその貢献度を客観的に評価するノウ 、責任を確認 正社員については、 目標設定や業績評価 組織における社員個々の成 行動評

法など、

より実務的な解説を進めていきます。

式によるジョブ型の定年後再雇用賃金の設定

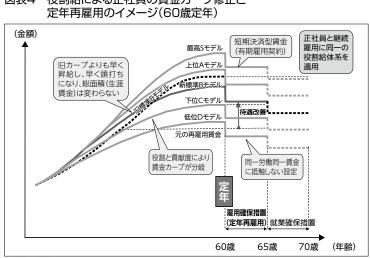
次回は、

役割給のモデル事例と賃金換算表方

果

とり、 緩やかな仕事基準の賃金待遇に移行する

図表4 役割給による正社員の賃金カーブ修正と -ジ(60歳定年) 定年再雇用のイメー



© 株式会社プライムコンサルタント 禁無断転載

メンバーシッ

型の柔軟な職務

・配置を維持し

うつつ、

組織にお

とで正社員に役割給を導入し、

ける役割と実際の貢献度の評価に基づくメリ

^の利いた賃金待遇を実施するイメージを示

1)

人事労務担当者にとって労務管理上、労働法の理解は重要です。一方、 今後も労働法制は ときには重要な判例も出されるため、 日々情報収集することは欠かせません。 こうした法改正や重要判例の理解をはじめ、 人事労務担当者に知ってもらいたい 労働法などを、Q&A形式で解説します

第62回

労働日数や労働時間数が決まっており、

するような形態を意味しており、

あらかじめ

勤務

いて初めて具体的な労働日や労働時間が確定 とに作成される勤務割や勤務シフトなどにお

時間のパターンを組み合わせて勤務する交替

シフト制労働者の雇用管理、高年齢者雇用状況等について

家永 勲 弁護士法人 ALG&Associates 執行役員・弁護士

シフト制労働者の雇用管理

休業にもかかわらず、 労働者の労働日数を削減することで実質的な ました。 いといったトラブルも生じており、裁判で争 意事項」(以下、「ガイドライン」) を公表し する労働者の適切な雇用管理を行うための留 7日付で「いわゆる「シフト制」により就業 コロナ禍においては、 厚生労働省は、2022(令和4)年1月 休業手当が支給されな 例えば、シフト制

ここでいう「シフト制」とは、一定期間ご 2

われるということも生じていました。

労働日数や労働時間数が定まっていない労働 場合(例えば、労働条件通知書や労働契約書 具体的な労働日数や労働時間が決まっている 者を対象としたガイドラインとなっています。 まれていません。シフトを提示されるまでは 時間という内容が定まっている)場合は、ガ において、1カ月あたり●日、1日あたり8 ているということです。労働契約において、 数が決まっていない」ということで区別され イドラインにおける「シフト制労働者」に含

シフト制労働者との労働契約

シフト制労働者の場合には具体的な記載をす ることができません。 業及び終業の時刻」、「休日」に関する事項は、 労働基準法が定める明示事項のうち、

シフト制で働いている労働者に関して、繁閑に合わせて自由に労働日数を変動

シフト制で働いている労働者の雇用管理の留意点について教えてほしい

させているのですが、問題はありますかっ 労働契約の内容を正確に把握しておかなければ、たとえシフト制であっても労

働日数を変動させることが違法になることがあります。

制勤務は除かれています。 ポイントは、「具体的な労働日や労働時間

要とされています。
要とされています。
とはいえ、可能なかぎり労使間の認識を明なはいる、可能なかぎり労使間の認識を明ないとされています。このような記載はガイないとされています。このような記載はガイが会業および終業時刻を記載したうえで、別がな始業および終業時刻を記載したうえで、別がな始業および終業時刻を記載したうえで、別がのながでは、単れています。

なります。 場合には就業規則などに定めることも必要に との休日とするような変形休日制を採用する よりません。週に1日ではなく4週に4日以 なりません。週に1日ではなく4週に4日以 などが定まっていない場合は、休日の設定に 次に、「休日」については、具体的な曜日

シフト表などによる労働日と休日の決定に

がなされるべきということになります。
おいて、重要な点として、シフト決定前と、
おいて、重要な点として、シフト決定前は、白異なるということです。シフト決定前は、白異なるというとです。シフト決定前は、白異なるということです。シフト決定前は、白異なるとはいえません。そこには、一定の制約がなされるべきということになります。



指示の変更に関する裁判例シフト制労働者に対する

4年6月23日判決)。 して争われた事例があります(大阪地裁令和した事例において、当該変更が違法であるとではなく、自宅待機命令から出勤命令に変更シフト制の労働者について、シフトの削減

勤務指定表において自宅待機日を指定するように、各従業員に対して勤務指定表と題するときは、「勤務変更通知書」を交付して変更するときは、「勤務変更通知書」が種類を通知することが就業規則に定められてを交付して変更するときは、「勤務変更通知書」が種類を変更するときは、「勤務変更通知書」が一個者は、事業における業別則に定められてを交付して変更するときは、「勤務変更通知書」を交付して変更するときは、「勤務指定表と題するでに、各従業員に対して勤務指定表と題するという、実際に対して勤務指定表と題するでに、各従業員に対して勤務指定表と題するという。

賠償請求がなされました。 ・文の動務変更通知書を交付しました。この 大資料に自ら記入して次回出勤日に必ず提出 をかった労働者に対して、自宅待機として指 することとされていたところ、これを提出し することとされていたところ、これを提出し で、知識向上および業務改善のために配付し うになっていました。当該自宅待機日におい

動を命じたことは、裁量権の範囲を逸脱し、出していなかった自宅待機を命じられる権利を有していたものではないこと、課題提出者にも自ていたものではないこと、課題提出者にも自に一定の業務上の負担の相違を生じさせるもいとはいえず、従業員間の公平性を害するもいとはいえず、従業員間の公平性を害するもいとはいえず、従業員間の公平性を害するもいとはいえず、従業員間の公平性を害するもいとはいえず、従業員間の公平性を害するもいとはいえず、従業員間の公平性を害するもいとはいえず、従業員権の範囲を逸脱し、当時があり、当時を命じたことは、裁量権の範囲を逸脱し、

はないと結論づけました。 またはこれを濫用するものではなく、違法で

徴的なのは、③従業員間の負担または相違の するときの判断基準について、東亜ペイント ことを考慮して、一度指定したシフトを変更 ることについて、就業場所の変更をともなう 命令についても応用的に利用されました。特 グケースですが、業務内容や場所を変更する の有効性を判断するという事案のリーディン 点です。東亜ペイント事件は、配置転換命令 事件の規範に準じた内容が用いられたという 待機状態(シフト上の休日) から出社を命じ この裁判例において参考になるのは、自宅 程度および合理性という要素があげら

の違いと、シフト決定後における変更命令にお が、人選の合理性があると肯定されています。 り組まない人員)を優先的に出社させること う。紹介した裁判例では、自宅待機中に行う うな要素、いい換えれば人選の合理性が問わ 変更するかどうかを決めるためには、このよ いて考慮すべき事項に留意しながら、シフト制 社員(自宅待機中に知識向上や業務改善に取 よう求められていた課題などに取り組まない れるということが示されたともいえるでしょ 状況のなか、だれに対して業務内容や場所を れている点です。シフト制労働者が多数いる シフト決定前と決定後における法的な性質

労働者を適切に雇用管理していきましょう。

業確保措置を導入している企業も現れてきています。

引き続き、65歳までの継続雇用制度を導入している企業が多い状況ですが、

就

高齢者雇用の今後について

高年齢者 (55歳以上の者) の雇用に関して、

られています。 たは就業機会の確保を目ざして、改正が重ね 高年齢者雇用安定法は、その継続的な雇用ま

直近では2021年4月1日から、 70 歳 ま

> きる制度の導入のいずれかの方法で70歳まで きる制度の導入および社会貢献事業に従事で 継続雇用制度の導入、業務委託契約を締結で での定年の引上げ、定年の廃止、70歳までの 導入することとされています。 での継続雇用制度の導入のいずれかの措置を までの定年の引上げ、定年制の廃止、65歳ま 施行されました。なお、法的な義務は、65歳 の就業機会を確保することが努力義務として

考えられます。 行われてきたこともあり、 での高年齢者雇用安定法においても努力義務 が求められるようになっていますが、これま 年齢者が事業や社会貢献活動にかかわること の確保の準備期間ともいうべき状況にあると として定めた後に、法的な義務とする改正が として、必ずしも雇用に限定しない方法で高 これにより、70歳までの「就業機会の確保」 現状は、就業機会



保措置などが加わりましたが、これらの導入状況はどうなっているのでしょうか。

高年齢者雇用安定法が2021(令和3)年に施行されて、70歳までの就業確

現在の日本における高齢者雇用の状況について教えてほしい

の導入状況の導入状況の場合では、

集計結果が公表されています。 2022年「高年齢者雇用状況等報告」 の

継続雇用制度の導入となっていますが、割合 ています。また、これらのうち、 としては減少しており、定年の引上げにより とされており、ほぼすべての事業主が実施し 企業および大企業ともに9・9%が実施ずみ 65歳までの雇用確保措置については、 70 ・6 % が

務委託契約を締結できる制度の導入が選択肢

の方が企業の実情にあうという場面が増えて が、現実的には相違を設けることがむずかし を設けることを意識せざるを得なくなります ます。また、継続雇用制度を導入する場合は げはその状況を反映しているようにも思われ 年では60歳であってもまだまだ働けるという 対応している企業が若干増加しています。 いるのかもしれません。 い場合もあり、継続雇用よりも定年の引上げ 変更の範囲、 定年後には有期雇用契約とすることにともな 方が増えているようにも思われ、定年の引上 い、賃金を減額するにあたっては、同一労働 一賃金の観点からも業務内容、就業場所の 責任の範囲などについて、相違 近

定的であると考えられるため、現実的には業でのであると考えられるため、現実的には業を締結できる制度の導入となっていますが、を締結できる制度の導入となっていますが、であることと比較すると、まだまだこれからという状況には事できる制度(「創業支援等措置」)を導を締結できる制度(「創業支援等措置」)を導たび事できる制度(「創業支援等措置」)を導たでいるのは、0・1%にとどまっていますが、一方で70歳までの就業機会確保措置については、主流でのはおおむね大企業に多く、そのような制度を準備できる企業がそもそも限のような制度を準備できる企業がそもそも限のような制度を準備できる企業がそもそも限のような制度を準備できる企業がそれをであり、現実的には業を持つているのはおおむれたというであると考えられるため、現実的には業を持つであると考えられるため、現実的には業を持つであると考えられるため、現実的には業を持つであると考えられるため、現実的には業を持つであると考えられるため、現実的には業を持つであると考えられるため、現実的には業を持つであると表します。

肢になっていないようにも思われます。負うということになりかねず、現実的な選択しておらず、実施した企業がそのリスクを背り替える点については、その実践方法が確立からすれば、雇用契約から業務委託契約に切になると考えられます。一方で、法的な観点

家の感覚に委ねられている部分もあり、 要素については、総合考慮を前提としている のガイドライン」においてもこの報告が引用 されないように構築することは、容易ではあ 従事している方について、労働基準法が適用 となっているからです。 スバイケースの判断が必要になることが通常 一方で、各考慮要素の重みやバランスは専門 るのですが、これらの文書に掲げられた考慮 分に関する基準」などを参照しながら検討す 者派遣事業と請負により行われる事業との区 されています)や37号告示と呼ばれる「労働 スとして安心して働ける環境を整備するため 告」(2021年に公表された「フリーラン 和6)年に作成された「労働基準法研究会報 有しているか否かについては、1985(昭 りません。なぜなら、労働者としての性質を 実務的には、雇用ではなく業務委託契約で ケー

たって、このような法的に安定しない業務委齢者の就業機会を確保しようと検討するにああれば、そうではない会社もあります。高年種であっても、業務委託と認められた会社も裁判例の蓄積があるといえども、同様の業

面があります。 託契約の導入に踏み切ることはむずかしい側

確保が実現していくのではないかと思われます。きる制度の導入という形で70歳までの就業機会にすることができれば、業務委託契約を締結で雇用契約と業務委託契約の区別をより明確



定年到達者の動向

ないことがきわめて少数です。す。統計からは、高年齢者の継続雇用を行わす。統計からは、高年齢者の継続雇用を行われてかったという分類となっていまわずか0・2%が継続雇用を希望しなかった、用、12・7%が継続雇用を希望しなかった、定年到達した者のうち、87・1%が継続雇

高年齢者の継続雇用について、拒絶することを検討される企業からの相談などを受けることがありますが、解雇に相当するほどの事まず、31人以上規模の企業における60歳以上きず、31人以上規模の企業における60歳以上きず、31人以上規模の企業における60歳以上も活躍してもらえるような環境整備や制度のも活躍してもらえるような環境整備や制度のも活躍してもらえるような環境整備や制度のも活躍してもらえるような環境整備や制度のも活躍してもらえるような環境整備や制度の大数はできるが必要な時代となっているように思わくことが必要な時代となっているように思われます。

株式会社 Photosynth 取締役

熊谷 悠哉

27 人材奮闘記

起業したばかりのスタートアップ企業においては、はじめてのことばかりで経営や事業にはうまくいかないことや課題にぶつかることが数多くあります。そこで、「スタートアップ企業にこそ、経験豊富で実務のノウハウを持ったシニア人材が必要」という声もあり、実際に、その経験を活かしてスタートアップ企業で働く高齢者も増加しています。このコーナーでは、スタートアップ企業に必要なシニア人材をどう見出し、活用し、活躍に結びつけていくかについて、実際にスタートアップ時にシニア人材を採用し、現在も活躍中である、株式会社 Photosynth の熊谷悠哉取締役に、当時をふり返りながらシニア人材活用のポイントについて語っていただきます。

アドバイスだけでなく実際の開発や設計にかかって、担当技術者の具体的な課題に助言してもらっことをメインの業務としてお願いしました。こうした技術顧問やアドバイザー契約では、ある目的があってノウハウを教えていただいたりある目的があってノウハウを教えていただいたりある目的があってノウハウを教えていただいたりある目的があってノウハウを教えていただいたりある目的があってノウハウを教えていただいたりある目的があってノウハウを教えていただいたりある目的があってノウハウを教えていただいたりでは、深谷さんにアドバイスを求める課題に助言してもらいて、担当技術者の具体的な課題に助言してもらいている。

信頼関係を大切にした契約形態専門家としての評価を十分に加味

務内容や報酬体系が変化していきました。

現在の深谷さんの契約形態は業務委託契約で

わる実務を担当していただくなど、依頼する業

ます。や深谷さんが果たしている役割などをお話しし会いのお話をしましたが、今回は具体的な契約会のお話をしましたが、今回は具体的な契約が回、シニア人材である深谷弘一さんとの出

大前提としてありました。ちですべての業務をやりきるんだという考えがち上げた会社だったので、当然創業した自分た当社は同世代のメンバーがメインとなって立

がら契約を継続していきました。 に基づいたうえで、働いた時間を毎月確認しな うというシステムとしたのです。互いの信頼関係 時間単価を決め、 聞きますが、当社ではそういうことはしたくな ません。業務の専門性などに応じて単価を協議 う成果がそのまま報酬額に直結するのではあり すが、「この技術課題を解決したらいくら」とい かったので、最初に互いによく話し合ったうえで るよう設定することです。よく〇Bを再雇用し 専門家としての評価を十分に加味した単価にな 設定しています。その際、気をつけていることは、 決めています。専門性の高い業務は高い報酬を た際に、報酬をすごく安く抑えるといった話を して決め、 各業務の稼働時間に応じて報酬額を 働いた時間分だけ報酬を支払

契約形態を決めることも大切シニア人材側が自分自身の

こうして長くいまの関係が続いているのは深

第**2**回

求める役割とはシニア人材との契約のポイ

ン

トと

50

すぎると驚いています。 ずかしいことでもあると思います。その意味で 題を一緒に見つけて一緒にチームとしてやって そこで終わりではなく、その後、 が大きいと思います。 やりましょう」など、積極的な提案があること 谷さん側から「仕事がありますか?」、「これを ときが73歳、現在80歳なので、ちょっと規格外 深谷さんはとてもアグレッシブです。契約した いくのかが重要です。しかしこれは、とてもむ 短期間の目的を達成し、 いかに次の課

する際に、海外にある一部の部品の製造委託先 その方には、当社の新製品の製造委託先を検討 ていただいたときはそういう形になりました。 ずしもすべてに応えられていないのかもしれな るとともに契約も満了となりました。 お願いしました。このときはその業務が終了す を調査し、その工場を監査するといった業務を ます。実際、別の方で製造業の経験者を紹介し けを伝えていただいて契約満了という形もあり に挑戦するのかを、探求し続けたいと思います。 谷さんの持っているポテンシャルをつねに活か いという点が、課題だと感じてもいます。「深 献を提案する深谷さんに対して、会社として必 しきれているのか?」と自問しながら、次に何 もちろん、逆にアドバイスだけ、ノウハウだ 一方で、つねにアグレッシブにチームへの貢

こうして、ある期間で問題を解決したら契約

の契約形態もありだと思います を満了して次の人材を探すといったスタイルで

企業文化の醸成に大きな影響を及ぼす 長年の経験から生み出される言葉は

すが、「ものづくりのすべてを理解しているか?」 ということです。私もメーカー出身ではあるので 経験から生み出される言葉にすごく重みがある ものづくりの現場を熟知されているので、その と問われると手探りのところもありました。 もう一つ、深谷さんの役割として大きいのは、

バーに投げかける言葉には大きな影響力があ 与していただきました。 り、ものづくりに関する文化醸成にはかなり寄 いメンバーも多かったので、そういったメン 創業時はものづくりのバックグラウンドがな

開いたりもしました。 さんを講師として、回路設計に関する勉強会を の分野に興味があります。そこでときには深谷 ソフトウェアのエンジニアでも、 ものづくり

メンバーとしてともに歩む同じ志、同じ目標を持った

雰囲気で提案しやすい、何でもいえる社風だっ があると思います。そもそも年齢を気にしない ていただけた背景には、当社のフラットな社風 そしてもう一つ、長い期間一緒に仕事をさせ

深谷さんを講師とした回路設計勉強会 (写真提供:株式会社 Photosynth)

手を動かしてやっていただいています。これら 原因を調べるなど、そういったところも実際に 際の試作品の評価をする、あるいは量産品のな といい出しやすかったのではないかと思います。 はエンジニアの通常の仕事なのですが、そこは るところをやっていただいて、数年前からは実 ています。基本は回路設計と回路の製造に関す 本当に同じ目線でやっていただいています。 かでお客さま先で故障してしまった製品の故障 くないですし、年齢も考慮して、業務内容は絞っ たので、深谷さんも「これをやってみませんか とはいえ「何でも屋さん」的にはお願いした

感しています。 同じ目標を持つ創業メンバーの一人なのだと実 そういう意味で、深谷さんも私たちと同じ志、

つづく

第36回

「2025年問題」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、 経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れてい ない人には聞き慣れないような専門用語や、 概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連 載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、 ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえて おきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

> おいてもっとも層の厚い世代といわれています。 する)期に生まれた世代で、日本の年齢別人口に

1

般的には65歳以上を**高齢者**として、65~74

次ベビーブーム(新生児の出生が一時的に急増

体では39%) と上昇を続けています。 年には人口は減るものの比率は26% (高齢者全 齢者は人口・比率ともにさらに増え、2065 図表の右側を見ていくと2040年には後期高 で30%に到達すると推計されています。さらに 高齢者が18%、前期高齢者が12%、高齢者合計 れています。総人口のうちの比率でみると後期 に移動し、 団塊の世代の推移を示す矢印が後期高齢者の層 いますが、隣りの2025年に目を向けると、 歳を**前期高齢者、**乃歳以上を**後期高齢者**として 全員が後期高齢者になることが示さ

今後想定される問題の一つの起点 2025年は

この問題を理解するためには、 口の変化について押さえることが重要です。 よって引き起こされる問題のことをさします。 ~1949年生) の層が75歳以上となることに **2025年問題**とは、**団塊の世代**(1947 まずは日本の

もっとも長い棒グラフになっています。これは第 として示されている部分が2020年において 図表のグラフでは、吹き出しで、団塊の世代

主要な問題点 「2025年問題」 で指摘される

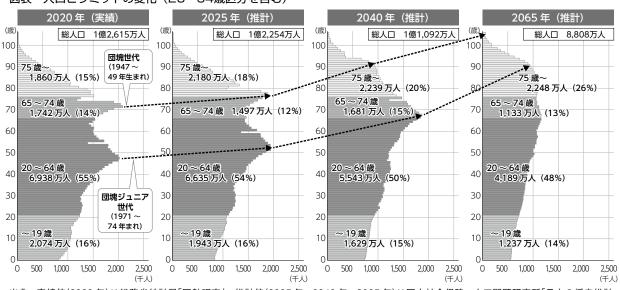
かかわる主要な問題点について見ていきます。 後期高齢者が増え続けることによる、 いっそうの人手不足 人事に

年度では140件といわれています (帝国デー が不足している」と答える企業は66・5% り込む推計になっています。現在でも「正社員 年には2749万人減少し、総人口の5%を割 の中心である20~6歳の層は2020年と比較 タバンク「全国企業倒産集計2022年」)。今 ることもありますが (人手不足倒産)、2022 手不足により事業継続が困難になると倒産に至 に関するアンケート調査」)に上っており、 京商工リサーチ「2023年企業の『人手不足』 して、2040年には1395万人、2065 図表を再び参照すると、現在の日本の労働力

年 808万人と、 年の1億2615万人から、2065年には8 していくものととらえる必要があります。 まっていく社会になっていきます。~2025 なかで、高齢者 (特に後期高齢者) の比率が高 います。今後は、総人口が急激に減少していく なお、総人口については、2020 はあくまで問題の一つの起点であり、 30%以上減少すると推計されて (令和2)

事用語辞典

人口ピラミッドの変化(20~64歳区分を含む)



出典:実績値(2020年)は総務省統計局「国勢調査」、推計値(2025年、2040年、2065年)は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計 人口(平成 29 年推計)出生中位・死亡中位推計」(各年 10 月 1 日現在人口)により厚生労働省政策統括官付政策統括室において作成

2020年の実績値は、図に掲載している推計値の後に公表されたものであることに留意が必要である

2025年問題 の対応 ていることが理由です

①では これらの 高年齢者雇用安定法! 問題 への政府の 対応とし に基づく ζ 6Š 問題) 歳 ま

0

雇用確保措置の義務化が2025年に完全実

で 点

次回は、

人的資本

について解説します

といわれています かぎり、 後、 景気の大幅な減退や産業構造の変革が この人手不足感はよりいっそう高まる な い

2 医療費 介護費用の増大

もない は原則2割負担、 象は原則5歳以上、 ています。 040 円程度、 年金56・7兆円が、 018年 付費の高齢者にかかわる部分を抜粋すると、 厚生労働省 金給付年齢は原則65歳からと高齢者の増加にと 歳以上70歳未満は3割負担のところ、 「2040年を見据えた社会保障の将来見诵 年 (議論の素材)」 (内閣官房・内閣府 年 ※ 1 負担増大が確実に見込まれる制度になっ 金73兆円程度とかなりの増加が推計され 医療48兆円程度、 は介護10 これは、 には介護25兆円程度、 平成30年5月21日) 75歳以上は原則1 ・フ兆円、 医療費の自己負担割合が6 公的介護保険制度の 2025年*には介護15 年金60兆円程度、 医 ·療 39 医療 70 の社会保障給 割負担、 ·財務省 70 2 兆円、)適用対 八兆円程 Ź4 2 2 年 歳

> 2021年より実施されています。 施*2 ることや、乃歳以上を働けない層とする前提が とされるなか、 本21 (第二次) なく生活できる期間」 高齢者の労働力を取り込もうとしています 描® 68 歳、 |康上の問題で日常生活が制限されること 健康を維持し 70 の推進や残業時間の規制が強化される 歳 深までの 女性75・ 65歳以上を高齢者として定義す 推進専門委員会」 就業確保措置の ながら働ける環境を整備 38 歳 である健康寿命 (厚生労働省 努力義務化が (令和) 環境 また、 健 元 整 年) 男性 後 備 康日 が

また、 部改正により、 働ける能力に応じた就業や負担の 現状とあっていないという議論もあり、 2年に本格議論がされ 応じた負担に見直すことなどについて、 介護サービスを受けた場合の自己負担を所 の見直しについては、 に変更されました(現役並み所得者は3割負担) 所得がある者については、 まれるなかで、 いっそう進むことが想定され が進められ、 また問題点②では、 令和6年に予定されている介護保険 2022年10月より 2021年の健康保険法等の 75歳以上の自己負担割合の 65歳以-# 後期高齢者の した 自己負担割合が2割 にます。 (現在も検討中) 上の介護保険料 増加が見込 一定以 202 制 莧 得 \vdash 度 \mathcal{O}

将来見通しについては、現状投影と計画ベースで数値が異なるため、○○程度とした 2025年3月31日の経過措置終了にともなうもの

心に残る

見事シニアインターンに採用され、アバウト・ザ・ 機器で動画を作成し、若い重役の面接もクリア。 ます。場所は、 パーでシニアインターンの求人募集広告を目にし 時間を持て余していました。そんなある日、スー ルズ・オースティンの元に配属されます。 フィットの創業者で、40歳年下の女性社長ジュー く、自己PR動画投稿。ベンは慣れないデジタル カーは、長年連れ添った妻と死別し、隠居生活の 『アバウト・ザ・フィット』。応募は履歴書ではな ニューヨーク郊外に住む70歳のベン・ウィテ いまはファッション通販サイトの運営会社 かつて自分が勤めあげた電話帳工

動分析を教えたり、恋愛問題の相談に応じるなど を手伝ったり、同僚のヤングインターンに消費行 ます。郵便物や宅配荷物をカートで運ぶ女性社員 動あるのみ」と意を決したようにつぶやき、行動し いったきり梨の礫。数日後の朝、出社前にベンは「行 ない、必要なときはメールで指示する」とベンに ところがジュールズは「あなたに任せる仕事が

> 作品』の高齢者」を綴ります 高齢者雇用にかかわる方々がリ 登場する高齢者に焦点をあて、 ラマ、小説や演劇、音楽などに レー方式で、「心に残る、あ このコーナーでは、映画やド

ジュールズは、「私のインターンは忙しそう」とつ け込んでいくのでした。 ベンは職場の若い人たちの信頼を得て、会社に溶 はみんなに親切で人気があるんだ」と教えます。 ぶやくと、会社のナンバー2のキャメロンが「ベン 彼の経験がなせる行動の数々。それを見かけた

社会学の視点では人格的成長を維持・強化できた 会学者の河合薫氏は、「適応の視点では半径3メー会学者の河合薫氏は、「適応の視点では半径3メー ほど、ベンに大きな信頼を寄せるようになります。 ら要請されたCEO選任などの大問題を相談する 柄を信頼したジュールズは、 得たのでした。この後もベンの言動や活躍から人 が沸き起こり、ベンはジュールズと会社中の信頼を 自ら感謝の言葉をベンに述べます。いっせいに拍手 を、ベンは朝7時に出社して片づけます。キャメロ トルの環境に溶け込もうとしているか否か、 ンが社内放送でベンを呼び、ジュールズは大喜びで シニアが前向きに仕事をしている特徴を健康社 ジュールズが気がかりにしていた物置エリアの山 夫との問題や株主か

映画

第2回

マイ・インター (2015年)

社会保険労務士 丸山美幸

ニーロ氏の生き方を見習うのはむずかしそうです。 ですが、ベンの働き方を見習うことはできても、デ 今年の5月に明かしました。こちらも素敵な話題 ロ氏は、79歳で7人目の子どもを授かったことを います。ベンのシニアインターンとしての姿勢は 降の人生の鍵といっても過言ではない」と説いて ティブ思考の一つ。この人格的成長こそが50歳以 ように多くの信頼を得られるのはとても素敵です。 これに合致しているのではないでしょうか。ベンの 危機や不安に遭遇したときこそ高められるポジ か否か。人格的成長は自分の可能性を信じる志向 余談ですが、ベンを演じたロバート・デ・ニー



『マイ・インターン』 デジタル配信中 ブルーレイ 2,619 円(税込)/ DVD 1,572 円(税込) 発売元:ワーナー・ブラザース ホー. ンターテイメント 販売元:NBC ユニバーサル・エン:

©2015 Warner Bros. Entertainment Inc. and Ratpac-Dune Entertainment LLC. All rights reserved.

日本史にみる長寿食

F 0 0 D **356**

スイカは捨てるところがない

食文化史研究家 ● 永山久夫

「西瓜」から「水瓜」へ

アフリカ原産のスイカが、シルクロードを経て中国に伝わり、日本で栽培され始めたのは戦国時代後期から江戸時代初期とみられ、西方から伝来したので「西瓜」となったようです。

その後、スイカがかなり普及していたことは、 江戸時代の『茶朝食鑑』に、次のように記されて いることからもわかります。

まず、「水瓜」と書き、「すなわち西瓜のことである。俗に瓜のうちでは水分が多いところから、このように水瓜と名づける」とあります。なにしる、スイカの約90%は、水なのです。

江戸時代のスイカの利用法については、「全体で捨てるところは、一つもない。皮および白肉は煮て食べたり、あるいは、香の物にしたりする。紅肉は生食する。種子は、よく炒って食べる。それで、もっぱら賞されているのである」と記されています。

スイカは捨てるところが一つもない、利用価値 のきわめて高い瓜だったのです。いまでもスイカ の皮は、煮たり、ぬか漬けにする場合が少なくあ りませんが、これらは江戸時代伝来の台所の知恵 といってよいでしょう。

リコピンの効果

『本朝食鑑』は、スイカの効果にも触れています。 「渇きをとめて、暑気を消し、酒の深酔いを解して、 よく小水を利す」とあります。スイカの利尿作用 は現在でも知られており、その成分はシトルリン という物質で、スイカには同じような働きをする カリウムというミネラルも含まれています。

また、スイカには体を冷やして、余分な熱を とり、疲労した筋肉を早く回復させる働きもあ るので、夏バテの改善やのどの渇きをいやすの にも最適です。

スイカ特有の赤い色素は、リコピンという抗酸 化成分で、体細胞の酸化、つまり、老化を防ぐう えで役に立つと同時に、ガン予防効果の高いこと で知られています。

同じような働きをするカロテンも多く、免疫力を高めるビタミンCも含まれており、夏の強い紫外線のダメージを予防するためにも、効果的で、とってもおいしいフルーツなのです。



読者アンケートに ご協力を お願いします!

いつも本誌をご愛読いただき、ありがとうございます。 『エルダー』では、よりよい誌面をつくるため、 読者アンケートを実施しています。 ぜひみなさまの声をお聞かせください。 お待ちしています!



回答方法

今号に同封した「読者アンケート」用紙にご記入のうえ、Fax にてお寄せください。

Fax 番号はこちら → 043-213-6556

Webでの回答も可能です。

コードはこちら ⇒



※カメラで読み取ったリンク先が https://krs.bz/jeed/m/elder_enquete であることをご確認のうえアクセスしてくださし

令和4年度のアンケート結果の一部より

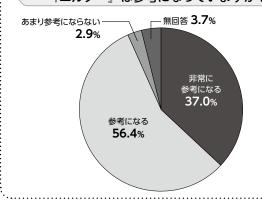
ご回答者の立場

その他(一般社員など) 3.8%つ

人事総務部門責任者・ 担当者 **60.1**% 経営者・取締役 (役員含) 28.6% 無回答 0.5%

その他の管理監督者(工場長、支店長、管理職など) 7.0% -

『エルダー』は参考になっていますか?



参考になったコーナーとその理由

特集

高齢者雇用の現状と、これから求められる 対応について学ぶことができるので参考に なる。

知っておきたい労働法Q&A

実際に自社でも起こりうる事例とともに、 その対応などが詳細に記載されている。

リーダーズトーク

他社事例から制度を検討する具体的なイメージにつなげている。

高齢者の職場探訪 北から、南から 各地で働く高齢社員の生の声が聞けてよい。

マンガで学ぶ高齢者雇用教えてエルダ先生!

マンガだと内容が理解しやすい。

〈お問合せ先〉企画部情報公開広報課 TEL:043-213-6200

自分らしい仕事と生活を実践していくためのヒントを紹介

しなやかな心とキャリアの育み方 人生にSense of Wonderを

4段階で実現する心理的安全性

しなやかな 心とキャリアの 育み方

中条 薫 著 クロスメディア・ パブリッシング/ 1738円

を図る考え方をさす言葉。コロナ禍の影響もあ 両方を豊かにすることによって人生全体の充実 フ・バランス」とは異なり、ワークもライフも 分けて、その調和を図っていく「ワーク・ライ いう言葉をご存じだろうか。ワークとライフを 人生の重要な構成要素として統合してとらえ 「ワーク・ライフ・インテグレーション」と

「心理的安全性」を高め、だれもが恐れず意欲的に働ける職場へ

として認められ、 疎外感、罰などを恐れることなく、 やる気も生産性も低下してしまうだろう。 業員がこのように感じている職場は、 成27)年に研究成果を発表して以降、 業がこれを高めることに関心を寄せている。 本書は、 「心理的安全性」は、 「いい年をしてこんなことを聞いたら、 心理的安全性を、 (2) 安全に学べ、 恥ずかしい思いや (1) 仲間 (3)安全 世界の

ないが、ベテランに意見をいうのが怖い」。従 る重要な概念として米グーグルが2015(平 全性が低下しているのかもしれない。これでは にされるのではないか」、「現状がよいとは思わ チームの生産性を高め 心理的安 ば



-・R・クラーク 長谷川 圭 訳/ 日経BP/ 1980円

りに取り組むうえでも役立つ一冊である。 意欲を持って働き、能力を発揮できる職場づく を反映した行動をとるようになるという。 メンバーはより強く心理的安全性を感じ、 - 尊重」 と 「許可」 を多く与えれば与えるほど 若手、子育て世代からシニアまで、だれもが それ

ともに生き方の参考になる。

散りばめられている。女性活躍をはじめ、

かな活躍に向けて、

背中を押してくれる言葉が

起こすと定評があるそうだ。本書にも、

しなや

学に基づく研修は、

ポジティブな気持ちを引き

コーチングなどを行っており、

経験と神経心理

キャリアデザインやリーダーシップの研修

めの考え方と行動のヒントを紹介する。

的安全性の高さは、

によって決まり、

4つの段階を経て発展すると

「尊重」と「許可」の度合い

して、それぞれについて解説している。

組織が

と感じられる4段階の状態があると整理。

心理

に貢献し、

(4) 現状打破に安全に挑戦できる、

著者の中条氏は、

しなやかに活躍するための

グレーション (統合、

融合) を実践していくた

女性の著者が、仕事も家庭も自分らしいインテ 海外赴任や管理職など多様な経験を重ねてきた インテグレーションに触れ、

育児をしながらの

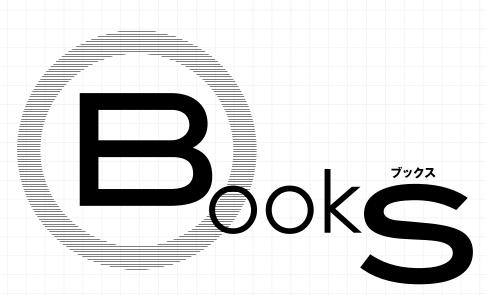
本書は、シリコンバレーでワーク・ライフ・

加速して進んでいるいま、

新しい働き方の概念

として注目を集めている。

り、リモートワークが増えて働き方の多様化が



※このコーナーで紹介する書籍の価格は、「税込価格」(消費税を含んだ価格)を表示します

行政・関係団体

労働分野の助成金のご案内」を公開パンフレット「令和5年度 雇用・

の2項目に分け、各助成金を紹介している。 それぞれ公開した。「雇用関係」、「労働条件等関係」 労働分野の助成金のご案内」の詳細版と簡略版を 従業員の能力向上、退職金制度の確立などに向け した事業主向けのパンフレット 「令和5年度 雇用 た助成金の案内と助成金のおもな問合せ先を掲載 厚生労働省は、雇用の安定、職場環境の改善、

関係の助成金/転職・再就職拡大支援関係の助成 の助成金/仕事と家庭の両立支援関係等の助成金 金/雇入れ関係の助成金/雇用環境の整備関係等 成金/在籍型出向支援関係の助成金/再就職支援 ,人材開発関係の助成金) 雇用関係助成金のご案内(雇用維持関係の助

の補助金/退職金制度の確立等の支援関係の助成) 助金/フィットテスト(呼吸用保護具)実施のため 助金/高齢者の安全衛生確保対策の支援関係の補 支援関係の助成金/安全な機械を導入するための補 煙防止対策の支援関係の助成金/産業保健活動の 働時間等の設定改善の支援関係の助成金/受動喫 を通じた最低賃金の引上げ支援関係の助成金/労 労働条件等関係助成金のご案内(生産性向上等

ニュース ファイル

11600000/000763045.pdf https://www.mhlw.go.jp/content/

11600000/000758206.pdf

https://www.mhlw.go.jp/content/

厚生労働省 労働者協同組合の設立状況

把握しているものにかぎる)。 変更が1法人となっている(厚生労働省において からの組織変更が8法人、NPO法人からの組織 が設立されており、新規設立が25法人、企業組合 年4月1日時点で、1都1道1府15県で計34法人 労働者協同組合の設立状況を公表した。2023 厚生労働省は2023 (令和5) 年4月3日、

家事代行、給食づくり、高齢者介護などさまざま 備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、 な事業が行われている。 設立された労働者協同組合では、荒廃山林を整

2年10月1日に施行された。少子高齢化が進むな 組織。労働者協同組合法は、一部を除き、202 ズに対応することが期待されている。 福祉、子育て支援、地域づくりなどの多様なニー か、人口が減少する地域において、介護、障害者 し、その意見を反映して組合の事業が行われ、組 て設立された法人で、労働者が組合員として出資 合員自らが事業に従事することを基本原理とする 労働者協同組合は、労働者協同組合法に基づい

事例、労働者協同組合法の概要説明、設立の流れ 働者協同組合法」を開設し、労働者協同組合の好 などを案内している。 厚生労働省では、特設サイト「知りたい! 労

◆労働者協同組合の設立状況

https://www.mhlw.go.jp/content/ 11909000/001079767.pdf

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/ 「知りたい!労働者協同組合法」

厚生労働省 厚生労働省は、2022(令和4)年10月28日 雇用・労働総合政策パッケージを更新 「賃上げ・人材活性化・労働市場強化

に策定した「賃上げ・人材活性化・労働市場強化

実現していくため、これまでの「賃上げ支援」に 様な働き方」を可能とし、「賃金上昇」の好循環を 加えて、「人材の育成・活性化を通じた賃上げ促進」、 雇用・労働総合政策パッケージを更新した。 本パッケージにより、意欲と能力に応じた「多

事業内容は、次の4分野で計画されている。

取組みを推進していく。

セーフティネットの再整備」の一体的、継続的な

「賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援」、「雇用

- ①「労働者の賃上げ支援」…最低賃金の引上げと 推進支援助成金など 履行確保、業務改善助成金の拡充、働き方改革
- コース)の創設など 金(スキルアップ支援コース・事業再構築支援 の助成率引上げ等の見直し、産業雇用安定助成 「人材の育成・活性化」…人材開発支援助成金
- ③「賃金上昇を伴う労働移動の円滑化」…職業情 見直しなど 働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)の 報提供サイト(日本版〇-NET)の整備、
- ④「多様な選択を支える環境整備・雇用セーフ ティネットの再整備」…次なる雇用情勢の悪化 「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・ に備えた雇用保険財政の早期再建など

content/11600000/001086448.pdf https://www.mhlw.go.jp/ 労働総合政策パッケージ

10月1日現在) 人口推計(2022(令和4)年

少している。 2550万2000人) と比べ55万6000人減 総人口は1億2494万7000人。前年(1億 59・4%で、過去最低の前年と同率となっている。 少の7420万8000人。全体に占める割合は (7450万4000人) と比べ29万6000人減 を公表した。生産年齢人口である15~44歳は前年 総務省は、2022年10月1日現在の人口推計

および75歳以上人口は、1950年(それぞれ4・ た前年と同率となっている。一方、65歳以上人口 クとなり、その後は低下を続け、過去最低となっ 以降上昇していたが、1992年 (6・8%) にピー は過去最低。15~6歳は、1982年 (67・5%) 降一貫して低下を続け、2022年(11・6%) みると、15歳未満は、1975年(24・3%)以 前年に比べると、15歳未満は0・2ポイント低下。 上は29・0%、6歳以上のうち75歳以上は15・5%。 歳未満は11・6%、15~4歳は59・4%、65歳以 イント、0・6ポイント上昇した。 65歳以上人口と75歳以上人口がそれぞれ0・1ポ また、総人口に占める年齢別人口割合の推移を 総人口に占める年齢別人口の割合をみると、15

65歳以上人口割合はもっとも高くなっており、人 相違はあるものの、15歳未満人口割合は最も低く、 を超える唯一の国となっている。 口の高齢化の程度を示す「老年化指数」が200 人口の年齢構造を各国と比べると、調査年次に 過去最高となった。

9%、1・3%)以降一貫して上昇が続いており、

国土交通省 テレワーク人口実態調査結果 2022 (令和4) 年度の

圏との差は大きい。 している。一方で、地方都市圏は0・3ポイント増 少したものの、前年度と同様の4割の水準を維持 勤務地域別でみると、首都圏は2・3ポイント減 て0・9ポイント減少し、2・1%となっている。 雇用型テレワーカーの割合は、前年度調査に比べ 実態調査」の結果を公表した。調査結果によると、 加したものの17・5%にとどまり、依然として首都 国土交通省は、2022年度「テレワーク人口

8日だったが、希望は週2・9日となっている。 33%となっている。現状の実施頻度の平均は週1・ とも多く約40%、次いで「通勤の負担軽減」が約 意向がある理由としては、「時間の有効活用」がもっ 意向がある人の割合は、約8%と高水準で、継続 雇用型テレワーカーのうち、テレワークの継続

規模帯で前年度より減少したものの、企業規模「1 が高く、企業規模が小さいほど低い傾向がみられ の割合を見ると、企業規模が大きいほどその割合 る。一方で、企業規模「20~99人」以上の各企業 ~19人」では前年度と比べてわずかに増加した。 勤務先の企業規模 (従業員数) 別にテレワーカー

理職、 では、テレワーカー割合は前年度から微減したも のの、4割台を維持している。 術職〈それ以外の専門・技術職〉、事務職、営業) 研究職、専門・技術職〈技術職〉、専門・技

◆調査結果(概要)

https://www.mlit.go.jp/report/press/ content/001598357.pdf

職種別では、テレワーカー割合の高い6職種(管

歳~54歳」(7・5%)、「55歳~59歳」(7・2%)、 ている人の割合は、9・9%。 「60歳以上」(8・3%)となっている。 個人調査の結果をみると、兼業・副業を実施し 50歳以上では、「50

◆データ集

pressrelease/assets/20230411_hr_03.pdf https://www.recruit.co.jp/newsroom/

調査・研究

リクルート 「兼業・副業に関する動向調査 2022」データ集を公開

を約6ページにわたって収録している。 業の実施状況や企業の制度の状況など、 象に実施した調査データ集を公表した。兼業・副 向について、働く個人および企業人事担当者を対 株式会社リクルートは、兼業・副業に関する動 調査結果

がった」が37・5%と、受入れによる効果は目的 8%、「イノベーションの創発や新事業開発につな ルを持った人材を確保することができた」が46・ きた」が47・4%、「社内人材にはない知識やスキ が3・1%。一方で、兼業・副業人材の受入れによっ ルを持った人材を確保するため」が47・6%、「イ とも多く5・8%、「社内人材にはない知識やスキ 受入れ目的は、「人手不足を解消するため」がもっ 51・8% (前年調査50・5%)。兼業・副業人材の どおりとなっている。 副業を認める人事制度があると回答した割合は、 て得られた効果は、「人手不足を解消することがで ノベーションの創発や新事業開発につなげるため_ 人事担当者調査の結果をみると、従業員の兼業

特集

どっちがいいの? 「定年延長」と「再雇用」

石田万由里さん (玉川大学 経営学部 国際経営学科 教授)



JEEDメールマガジン 好評配信中!



詳しくは **JEED**

メルマガ



※カメラで読み取ったリンク先が https://www.jeed.go.jp/general/merumaga/index.html であることを確認のうえアクセスしてください。



本誌を購入するには

定期購読のほか、1冊からのご購入も受けつけています。

- ◆お電話、FAXでのお申込み 株式会社労働調査会までご連絡ください。 電話03-3915-6415 FAX03-3915-9041
- ◆インターネットでのお申込み
 - ①定期購読を希望される方 雑誌のオンライン書店「富士山マガジン サービス」でご購入いただけます。

富士山マガジンサービス

②1冊からのご購入を希望される方 Amazon.co.jp でご購入いただけます。



編集アドバイザー

(五十音順)

編

後

猪熊 律子……読売新聞編集委員

上野 隆幸……松本大学人間健康学部教授

大木 栄一……玉川大学経営学部教授 大嶋江都子……株式会社前川製作所

コーポレート本部総務部門

金沢 春康……一般社団法人

100年ライフデザイン・ラボ代表理事

佐久間一浩……全国中小企業団体中央会事務局次長

田村 泰朗……太陽生命保険株式会社取締役専務執行役員

丸山 美幸……社会保険労務士

山嶋

新任人事担当者のみなさんはもちろん、

制

度

営者 運用を開

人事担当者の方にも、

ぜひ

参考にして

脱始し、

いままさに課題

と直面.

高齢社員が生涯現役で活躍できる職

場場づく

有子……日本放送協会 メディア総局

第1制作センター(福祉)チーフ・リード 京子……立教大学大学院ビジネスデザイン研究科特任教授、

日本人材マネジメント協会副理事長

エルダー 公式ツイッターは こちら!

最新号発行の お知らせや コーナー紹介などを お届けします。

@JEED elder



読者アンケートに ご協力を お願いします!

よりよい誌面づくり のため、 みなさまの声を お聞かせください。

回答はこちらから▼



の推進に努めていただければ います か、 今号では、 「こんな記事が読 内 一読 容に関する 者アンケー みたい」、 などのご要望もお 率直 Ŀ なご意見・ご 幸 「あのテー を同 封 マにつ 感 て

社員自身の てもらうためのポイントについても紹介して 高齢社員がモチベ ための多様な勤務制度などをわかりやすく解説 続雇用制度を導入している企業も増えてきています。 施行から2年が経過し、 入門 にさまざまな事情を抱えながらも長く働いていく 本特集では、 今号 をお届け 病気の治療や家族の介護など、 高齢者雇用 法改正に対応した取組みを実践 しました。 ーション高く、 ?の現状や課題をはじめ 70 改正高年齢者雇用安定法 歳以 戦力として活躍 上の定年制度や継 加 います。

月刊エルダー7月号 No.524

- ●発行日——令和5年7月1日(第45巻 第7号 通巻524号)
- ●発 行——独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)

発行人——企画部長 飯田 剛

編集人——企画部次長 中上英二

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2

TEL 043(213)6216 (企画部情報公開広報課)

FAX 043(213)6556

ホームページURL https://www.jeed.go.jp/ メールアドレス elder@jeed.go.jp

●発売元 労働調査会

TEL 03(3915)6401 FAX 03(3918)8618 〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 ISBN978-4-86319-977-4

*本誌に掲載した論文等で意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りします。

(禁無断転載)

読者の声 募集!

高齢で働く人の体験、企業で人事 を担当しており積極的に高齢者を 採用している方の体験、エルダー の活用方法に関するエピソードな どを募集します。文字量は400 字~1000字程度。また、本誌 についてのご意見もお待ちしてい ます。左記宛て FAX、メールな どでお寄せください。





50年前につくられた花器の漆を刷毛で塗り直す。「親父に『修理ができて一人前』とよくいわれた」そう。器の"枯れ具合"に合わせて仕上げるのが腕の見せどころ

「漆は温度・湿度によって乾燥具合が変化します。そのため、冬は壁を 湿らせて湿度を高めるなど、経験に基づいた日々の調整が重要です」

優秀技能者(東京マイスター)知 2 0 2 1 2 0 1 0 用いられる道具を多く手がけてお 区指定無形文化財保持者となり 技術と業界への貢献が評価され、 注文を受けることも多い。 家元やほかの職人から直接 (令和3) 年には東京都 (平成2) 年に江戸川 高い

ばだった2歳のとき、父・作助さ いう山口さんは、 せいか、手仕事が好きでした」と 代である親父の仕事を見て育った にあたる。「子どものころから先 治期に創業した山口漆芸の4代目 んが病気で亡くなってしまう。 い始めた。ところが、まだ修業半 時制高校に通いながら家業を手伝 中学卒業後、 定

以上の工程がある。木地に和紙や

山口さんによれば漆塗りには30

ができました」 父の残した工房と道具があったお がら技術を習得してきました。親 かげで、今日までやってくること しつつ、独学で試行錯誤を重ねな る生前の親父の働く姿を思い起こ 「それからは、記憶に残ってい

山口さんは現在、

華道や茶道で

ばれる美しいツヤがあらわれる。 塗る面を平らにする。さらにその 燥させ、 布を張り、そのうえに砥の粉※と 数回くり返すことで、「漆黒」と呼 上に漆を塗り、乾燥させ、研ぎを 漆を練り合わせた下地を塗り、 漆の扱いだ。 なかでも経験が求められるのが 研ぎと磨きをくり返し、 乾

が低いときは、 を湿らせて調整します. 湿度がないと乾かないため、 年中調整が必要です。漆は一定の 具合が変わります。そのため、 一漆は温度・湿度によって乾き 噴霧器で室※の壁 湿度

砥の粉……下地塗りに用いる粉末 室……器に塗った漆を乾燥させるための部屋

燥のさせ方によって色が変化して

特に朱色に仕上げるときは、

乾

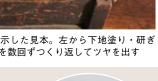
しまうそうだ。

事賞を受賞している

30以上の工程を経て 生み出される漆器



漆塗りの工程を示した見本。左から下地塗り・研ぎ と漆塗り・研ぎを数回ずつくり返してツヤを出す





ひびの入った器の蓋を修理。塗りと研ぎをくり返して直していく



漆塗りの折り鶴の イヤリング。美大生とのコラボから生ま れたヒット作

茶器の薬。貝殻で 柄を表現する螺鈿 も得意とする



塗りに用いるへら。塗りやすさを考え、自分で板を削ってつくる



下地塗り。砥の粉と漆を練りあわせ、へらで塗り、乾燥後に研いで平らにする

るのは、依頼されて修理した漆器

山口さんが特にやりがいを感じ

ら見きわめなければなりません」 てしまいます。その加減を経験か なります。早く乾かすと茶色になっ けて乾かした方がきれいな朱色に

学公プロジェクト」がある。江戸

いる活動に「えどがわ伝統工芸産

さらに、10年以上たずさわって

「朱色の漆は基本的に1~2日か

取り入れることにも余念がない。

美大生とのコラボで ユニークな作品を生み出す

に挑んでいる。 携し、ガラス製品に漆を塗る実験 技術の若手コーディネーターと連 に取り組んできた。 を使った新製品の開発にも意欲的 が少なくなるなか、 人と勉強会を開き、新しい技術を 伝統的な漆器が用いられる機会 また、異業種の職 最近は、 山口さんは漆 伝統

新品よりもむずかしいからです」 の枯れ具合にあわせて直す方が 前』といっていました。古い漆器 らえることだという。 を、持ち主にまた喜んで使っても 「親父はよく『修理ができて一人

連携し、 生と一緒に生み出してきた。 ても刺激になります」 造する取組みだ。山口さんはこれ まで、箸置き、コースター、ランプ、 イヤリングなど、多彩な作品を学 区の伝統工芸者と美術大学生が 「若い世代の自由な発想は、 新しい伝統工芸製品を創

لے

だ仕事がしたい」とリハビリに励 り半身にまひが残った。しかし「ま ながら、 まで来た。現在もリハビリを続け 囲の仲間にも助けられながらここ 山口さんは8年前に脳梗塞とな 数カ月後には仕事に復帰。 漆と向きあっている。 周

マイペースにものづくりを楽しみ たい」と仕事への意欲は尽きない。 TEL:03(3689)2087 「これからも向上心を持ちつつ、

(撮影・福田栄夫/取材・増田忠英)

今回は、見るべきものを見るために急速に眼球を動かす「サッケード」という運動 を取り入れたトレーニングです。サッケードが起きると脳の注意ネットワークが活性 化することがわかっており、注意力の向上にも役に立ちます。「どうも集中できな いなぁ」、というときなどにチャレンジしてみましょう。

仲間はずれ漢字探し



各問題のたくさんの漢字のなかには、よく見ると1~3個だけ違う 漢字が混ざっています。

その仲間はずれの漢字と、隠れていた個数を答えてください。

解答

個

個

解答

1 右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右右	解答
右右右右右右右右右右右	
左右右右右右右右右右	
右右右右右右右右右右	
右右右右右右右左右右	個
3 000000000	解答

件台
個

5 売売売売売売売売売
売売売売売売売売 売売売
克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克
克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克克
売売売買売売売売売

7	雨雨雨雨雨雨雨雨雨
	雨雨雨雨雨雨雨雨
	雨雨雨雨雨雨雨雨雨
	雨雨雨雨雨雨雨雨雨
	雨雨雨雨雨雨雨雨雨

9	解答
本木木木木木木木木	
木木木木木木木木木木	ļ
木木木木木木木木木	
木木木木木木木木木	個

2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	解答
ВВВВВВВВВ	
НЕНЕНЕНЕН	
日日日日月日日日日日	
888888888888888888888888888888888888888	個

4 東東東東東東東東東	解答
東東東東東東東東	
東東東東東東東東	
東東東東東東東東	
東東東東東東東東	個

<u> </u>	解答
王王王王王王王王	
王王王玉王王王王王	
王王王王王王王王	
王王王王王王王王王	個

個

答

平平平平平平平平 平平平平平平平平	解答
l	
NC NC NC NC NC 44 NC NC NC	
平平平平平平平平 半平平平平平平平平平	個

1	開開	屛
開開開開開開開開		
ותו נתו נתו נתו נתו נתו נתו	וזלו נזלו	
開開開開開開開開	開開	
開開開開開開開	開開	
開閉開開開開開	開開	
	p	

個

集中力の仕切直し

えます。では、集中しているときの 脳は、どうなっているのでしょうか。 一つのことに集中し始めると、前 頭葉の一部から強い信号が送られ、 前頭葉から頭頂葉が活性化します。 このとき、前頭眼野という本来は眼 球の動きを制御している部位も活性 化します。つまり、集中するとは

今回の脳トレでは「集中力」を鍛

-方で、物事に集中できないとき、

しっかり対象を見ることにほかなり

ません。

余計なことに集中してしまうときは、 眼球運動をしてみましょう。また、 もう1人の自分が俯瞰的に眺めてい る、というイメージをすることもお すすめします。

物事に集中することに固執してし まい、前に進めなくなっている場合、 「引いた目線」で見ることができると、 スーッと気持ちが落ち着き、冷静な 判断ができるようになります。

全体を見る力、余裕を持って見る 力も、適切な集中力といえるのです。

篠原菊紀(しのはら・きくのり)

1960 (昭和35) 年、長野県生まれ。 公立諏訪東京理科大学医療介護健 康工学部門長。健康教育、脳科学 が専門。脳計測器多チャンネル NIRS を使って、脳活動を調べてい る。『中高年のための脳トレーニン グ』(NHK 出版) など著書多数。

側間、1個 ●本、2個 图な、半8 即し、回個 副「,)買() **③**至、3個 即し,車仰 86高、3個 配り,見 副≤, ≥個 【え答の題問】

(独) 高齢·障害·求職者雇用支援機構 (JEED) 各都道府県支部高齢·障害者業務課 所在地等一覧

JEEDでは、各都道府県支部高齢・障害者業務課等において高齢者・障害者の雇用支援のための業務 (相談・援助、給付金・助成金の支給、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、啓発等)を 実施しています。 2023年7月1日現在



天旭しているす。 2023年1万1日現在			
名称		所在地	電話番号(代表)
北海道支部高齡·障害者業務課	〒063-0804	札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森支部高齢・障害者業務課	〒030-0822	青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手支部高齢・障害者業務課	₹020-0024	盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城支部高齢・障害者業務課	〒985-8550	多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田支部高齢・障害者業務課		潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形支部高齢・障害者業務課	〒990-2161	山形市漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島支部高齢・障害者業務課	〒960-8054	福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城支部高齢・障害者業務課	〒310-0803	水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木支部高齢・障害者業務課	〒320-0072	宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬支部高齢・障害者業務課	〒379-2154	前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉支部高齢・障害者業務課	₹336-0931	さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉支部高齢・障害者業務課	₹263-0004	千葉市稲毛区六方町274 千葉職業能力開発促進センター内	043-304-7730
東京支部高齢・障害者業務課	〒130-0022	墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2794
東京支部高齢・障害者窓口サービス課	"	"	03-5638-2284
神奈川支部高齢·障害者業務課	〒241-0824	横浜市旭区南希望が丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟支部高齢・障害者業務課	〒951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011
富山支部高齢·障害者業務課		高岡市八ケ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川支部高齢・障害者業務課	〒920-0352	金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井支部高齢·障害者業務課	₹915-0853	越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨支部高齢·障害者業務課	₹400-0854	甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野支部高齢·障害者業務課	₹381-0043	長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜支部高齢・障害者業務課	〒500-8842	岐阜市金町5-25 G-frontⅡ7階	058-265-5823
静岡支部高齢·障害者業務課		静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知支部高齢・障害者業務課	₹460-0003	名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重支部高齢·障害者業務課		津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀支部高齢·障害者業務課		大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都支部高齢·障害者業務課	〒617-0843	長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪支部高齢·障害者業務課		摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0782
大阪支部高齢・障害者窓口サービス課	//	//	06-7664-0722
兵庫支部高齢·障害者業務課		尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良支部高齢·障害者業務課		橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山支部高齢・障害者業務課		和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取支部高齢·障害者業務課		鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根支部高齢・障害者業務課		松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山支部高齢·障害者業務課		岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島支部高齢・障害者業務課		広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口支部高齢·障害者業務課		山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島支部高齢・障害者業務課		徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川支部高齢·障害者業務課		高松市花/宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛支部高齢·障害者業務課 富知夫部高齢・障害者業務課		松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内 京加末株様通4.15.69 京加幣業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知支部高齢·障害者業務課 福岡支部高齢・障害者業務課		高知市桟橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内 原南市中央区表 10 17 1 4 / 2 表 15 / 10 6 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 /	088-837-1160 092-718-1310
福岡支部高齢·障害者業務課 佐智支部高齢・障害者業務課		福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階 佐賀市兵庫町若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	092-718-1310
佐賀支部高齢·障害者業務課 長崎支部高齢·障害者業務課		佐貞市共庫町石名 1042-2 佐貞職業能力開発促進センター内 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎又印向郡·陴吉有耒務課 熊本支部高齢·障害者業務課		会志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
熊本又即向断・障害有耒務課 大分支部高齢・障害者業務課		大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	096-249-1888
スプマ 动 同 断 ・ 関 き 有 未		スかの音音 1403-1 人が城耒能力開発促進センター内 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	097-522-7255
鹿児島支部高齢・障害者業務課		・	0985-51-1556
沖縄支部高齢·障害者業務課	1 900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

〈発売元〉 労働調査会

ISBN978-4-86319-977-4 C2402 ¥458E

定価 503 円 (本体 458 円+税)



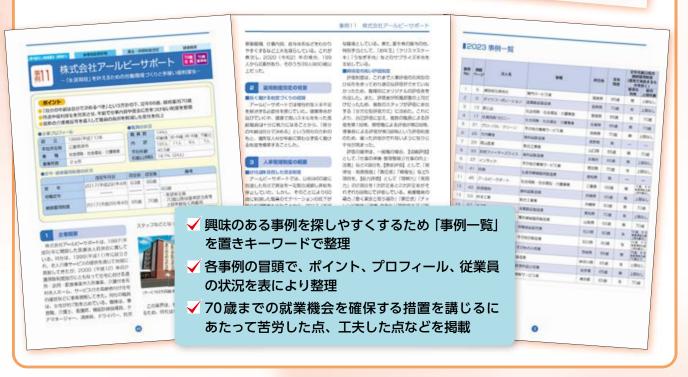
『70歳雇用推進事例集 2023』 のご案内物機展用推進事例集

2021 (令和3) 年4月1日より、改正高年齢者雇用 安定法が施行され、70歳までの就業を確保する措置 を講ずることが事業主の努力義務となりました。

JEEDでは、昨年作成した「70歳雇用推進事例集 2022」に引き続き、『70歳雇用推進事例集2023』 を発行しました。

本事例集では、70歳までの就業確保措置を講じた 21事例を紹介しています。





『70歳雇用推進事例集2023』 はホームページより無料でダウンロードできます



